

資 料 編

委員会開催状況	1
市民意向調査結果	4
前計画進捗状況の整理	14
まちづくり協議会のまちづくり計画一覧	19
将来像別緑の現況図	22
みどりの整備状況	32
緑被率調査の概要	33
用語説明	34

委員会開催状況

《開催スケジュール》

	開催日時・開催場所	議題
第一回緑の基本計画 検討委員会	令和元年 10 月 3 日（木曜日） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 50 分 場所：市役所 3 階 3-3 会議室	1 みどりの基本計画改定スケジュールについて 2 みどりの基本計画改定について 3 宝塚市のみどりを取り巻く社会の動向について 4 前回計画の進捗状況について 5 市民アンケート調査について 6 現況の課題と計画の方向性について
第二回緑の基本計画 検討委員会	令和元年 12 月 23 日（月曜日） 午前 9 時～午前 11 時 20 分 場所：市役所 2 階 2-4、2-5 会議室	1 みどりの基本計画改定スケジュールについて 2 第一回緑の基本計画庁内検討会の意見に対する対応について 3 第一回緑の基本計画検討委員会の意見に対する対応について 4 みどりの将来像について 5 基本理念、基本方針について 6 計画のフレーム、公園緑地の整備・管理の方針について 7 宝塚らしいみどりについて
第三回緑の基本計画 検討委員会	令和 2 年 7 月 10 日（金曜日） 書面開催	1 みどりのまちづくりの考え方について 2 みどりのまちづくりを推進する施策について
第四回緑の基本計画 検討委員会	令和 2 年 10 月 12 日（月曜日） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 30 分 場所：市立中央公民館 208 学習室	1 第三回緑の基本計画検討委員会の意見と対応について 2 地域別のみどりのまちづくりの方針について
第五回緑の基本計画 検討委員会	令和 3 年 3 月 8 日（月曜日） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分 web 会議	1 宝塚市みどりの基本計画 素案について
住民説明会	令和 3 年 5 月 1 日から 9 日まで開催予定であった、「住民説明会」は、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態措置に伴い、中止しました。 そのため、ホームページに計画案（概要版）を掲載し、郵送・ファクシミリ・電子メールにて意見を募りました。 【意見書の募集期間】令和 3 年 5 月 1 日から令和 3 年 5 月 17 日まで	
第六回緑の基本計画 検討委員会	令和 3 年 6 月 29 日（火曜日） 午後 1 時 00 分～午後 3 時 00 分 web 会議	1 宝塚市みどりの基本計画 素案について
第七回緑の基本計画 検討委員会	令和 3 年 9 月 6 日（月曜日） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分 web 会議	1 宝塚市みどりの基本計画 素案について

《宝塚市緑の基本計画検討委員会設置要綱》

（趣旨）

第1条 この要綱は、都市緑地法第4条第1項の規定に基づき、宝塚市緑の基本計画（以下「計画」という。）の改訂案の策定に関して、専門的知識、その他の見地から必要な助言等を行う組織の設置を定めるものである。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、宝塚市緑の基本計画検討委員会（以下、検討委員会という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）計画の改訂案の骨子の作成に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、計画の改訂に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 検討委員会は、委員10人をもって組織する。

- （1）知識経験者 3人
- （2）市内の公共的団体等の代表者 4人
- （3）関係行政機関の職員 1人
- （4）公募による市民 2人

2 委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱することとする。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成34年（2022年）3月31日までとする。

（会長等）

第6条 検討委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、検討委員会を代表し、会務の円滑化にかかる調整を行う。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第7条 検討委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 検討委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員の代理出席）

第8条 第4条（3）に規定する委員は、その所属する機関の職員を代理人として出席させることができる。

（庁内検討委員会）

第9条 検討委員会に、市行政内部の意見の調整を図り原案を行う組織として庁内検討委員会を設置する。

（庶務）

第10条 検討委員会の事務を処理するため、事務局を都市安全部生活安全室公園河川課に置く。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

（会議の公開）

第12条 検討委員会は原則として公開する。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成31年（2019年）7月1日から施行する。

《緑の基本計画検討委員会委員名簿》

	氏 名	所属名	学部・部署等 学科名等	役職	発令日～ 満了日
学識 経験者	赤澤 宏樹	兵庫県立大学	自然・環境科学研究所 環境計画部門	教授	R1.7.1 ～ R4.3.31
	石田 弘明	兵庫県立大学	自然・環境科学研究所 生物資源研究部門	教授	R1.7.1 ～ R4.3.31
	栗山 尚子	神戸大学大学院	工学研究科建築学専攻	准教授	R1.7.1 ～ R4.3.31
市民 団体 代表	金岡 照章	宝塚市花き園芸協会		会長	R1.7.1 ～ R4.3.31
	阪上 和彦	宝塚商工会議所			R1.7.1 ～ R4.3.31
	中山 光子	宝塚N P Oセンター		理事長	R1.7.1 ～ R4.3.31
	板東 克子	アドプト団体・緑化団体活動者			R1.7.1 ～ R4.3.31
市民 委員	小宮 真佐代	公募による市民			R1.7.1 ～ R4.3.31
	瀬尾 要	公募による市民			R1.7.1 ～ R4.3.31
行政	黒田 正勝	兵庫県	県土整備部 公園緑地課	課長	R1.7.1 ～ R2.3.31
	戸田 克稔	兵庫県	県土整備部 公園緑地課	課長	R2.4.1～ R3.31
	北村 智顕	兵庫県	県土整備部 公園緑地課	課長	R3.4.1～ R4.3.31

市民意向調査結果

《調査の概要》

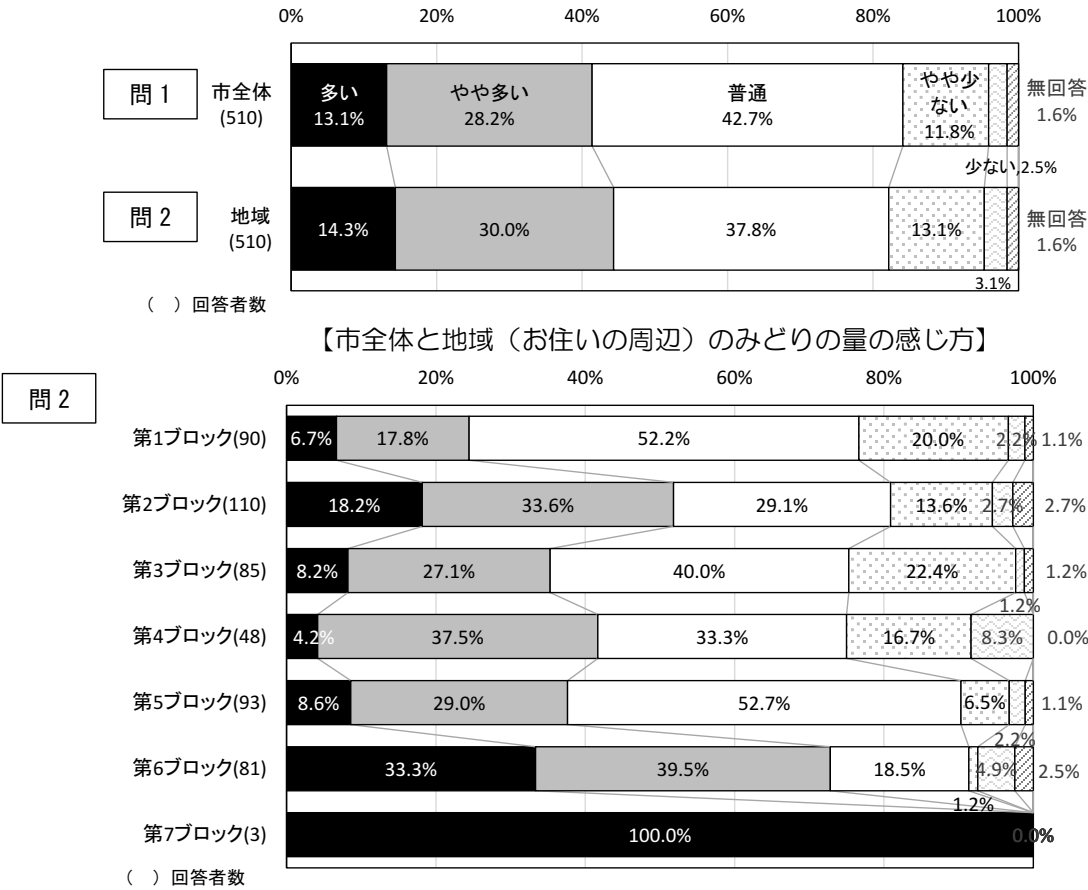
- * 調査目的 = 「緑の基本計画」の改定にあたり、市の緑の実態に即し、市民の皆様の意向を反映した、より良い計画となるよう、緑に関する現状や意向を把握するために実施。
- * 調査対象 = 18 歳以上の宝塚市民 1,000 人（無作為抽出）
- * 調査方法 = 郵送配布、郵送回収
- * 調査期間 = 平成 30 年 11 月 13 日～23 日
- * 回答状況

	実数	備考
配布数	1000 通（有効数 991 通）	9 通は住所不明のため未達
回答数	510 通	地域別回答数(通) 第 1 ブロック： 90 第 2 ブロック： 110 第 3 ブロック： 85 第 4 ブロック： 48 第 5 ブロック： 93 第 6 ブロック： 81 第 7 ブロック： 3
回収率	51.0%	有効回答率 51.5%

《調査結果》

(1)宝塚市のみどりについて

問 1 宝塚市全体のみどりの量についてどう思いますか。
問 2 あなたのお住いの周辺（徒歩圏）のみどりの量についてどう思いますか。



(2)多いと感じるみどり・少ないと感じるみどりについて

問 3 宝塚市全体ではどのようなみどりが多いと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○)

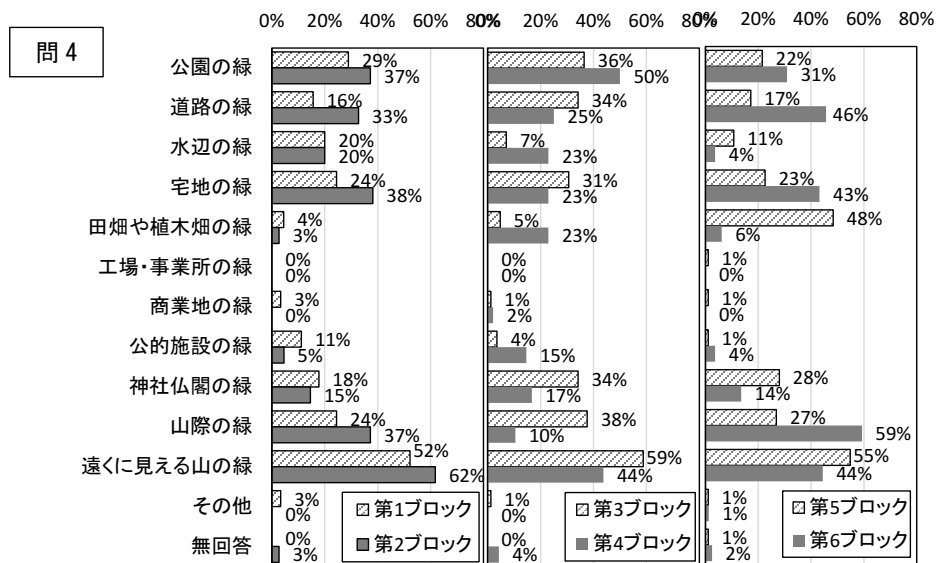
問 4 あなたのお住いの周辺ではどのようなみどりが多いと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○)

問 3

問 4

() 回答者数

【市全体及び地域（お住いの周辺）で多いと感じるみどり】



【居住地別の地域（お住いの周辺）で多いと感じるみどり】

問5 宝塚市全体ではどのようなみどりが少ないと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○)
 問6 あなたのお住いの周辺ではどのようなみどりが少ないと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○)

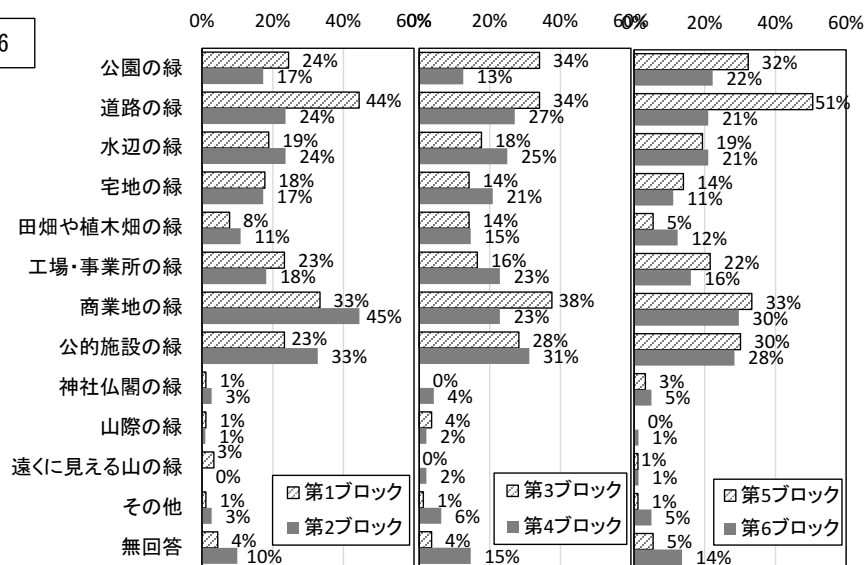
問5

問6

() 回答者数

【市全体及び地域（お住いの周辺）で少ないと感じるみどり】

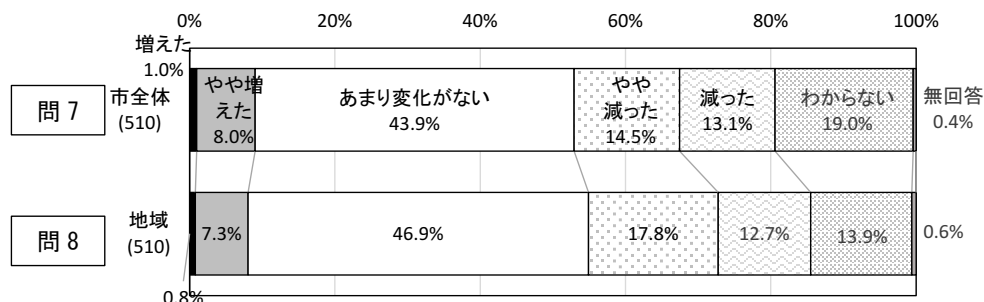
問6



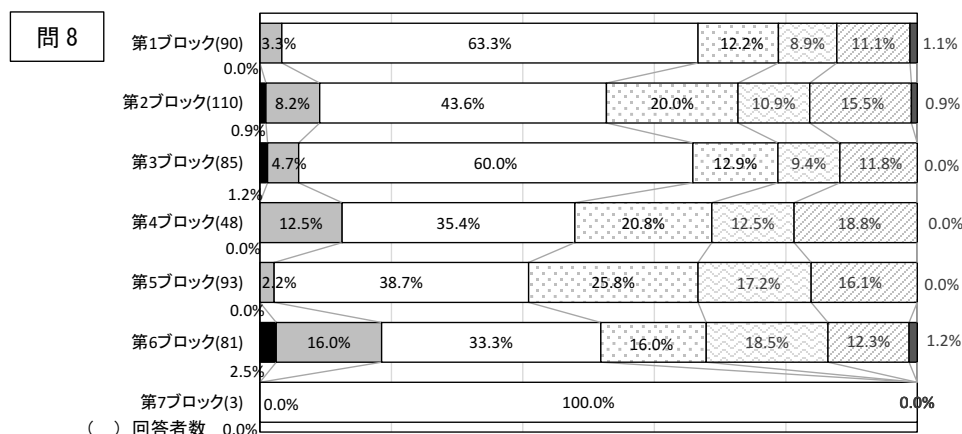
【居住地別の地域（お住いの周辺）で少ないと感じるみどり】

(4)みどりの増減の感じ方

問7 ここ10年で宝塚市のみどりは増えてきていると思いますか。
問8 ここ10年であなたのお住いの周辺のみどりは増えてきていると思いますか。



() 回答者数 【市全体及び地域（お住いの周辺）のみどりの増減】

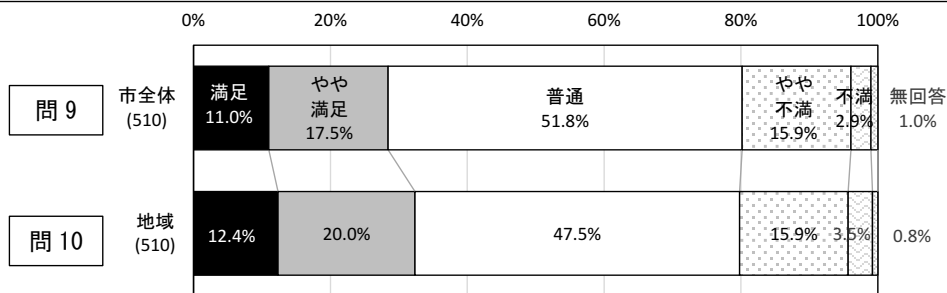


() 回答者数

【居住地別の地域（お住いの周辺）のみどりの増減】

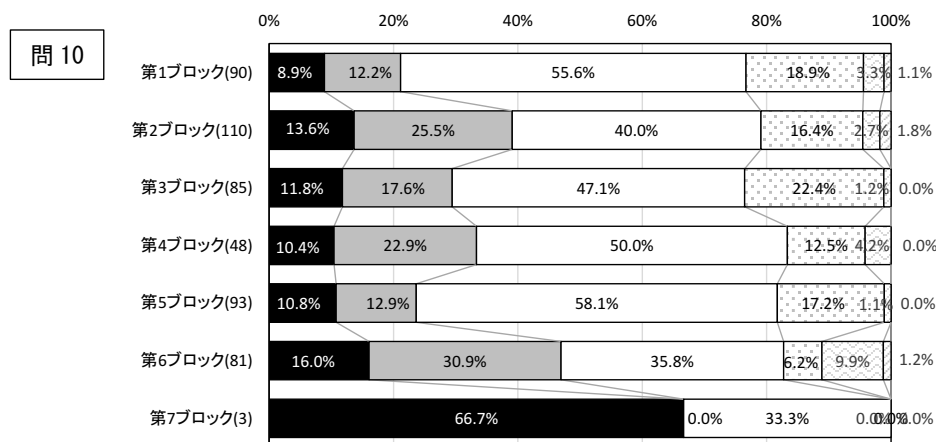
(5)みどりの満足度

問9 宝塚市のみどりについて、あなたはどのように思いますか。
問10 あなたのお住いの周辺のみどりについて、あなたはどのように思いますか。



() 回答者数

【市全体及び地域（お住いの周辺）のみどりの満足度】



() 回答者数

【居住地別の地域（お住いの周辺）のみどりの満足度】

(6)みどりとの関わりについて

- 問 11 みどりとの関わりについて、現在行っていることをお聞かせください。(あてはまる番号すべてに○)
 問 12 みどりとの関わりについて、今後行ってみたいことをお聞かせください。(あてはまる番号すべてに○)

回答者数 (510)

問 11

問 12

【みどりとの関わり（現在行っている、今後行いたい）】

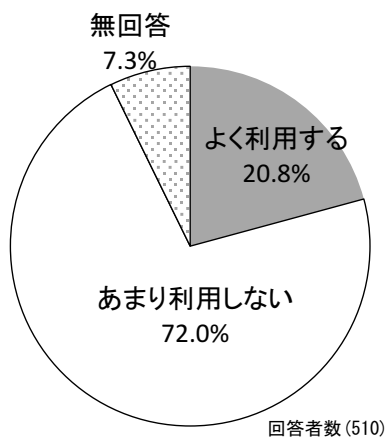
- 問 13 みどりに関わるうえで、市に支援してほしいことをお聞かせください。(あてはまる番号3つまでに○)

回答者数 (510)

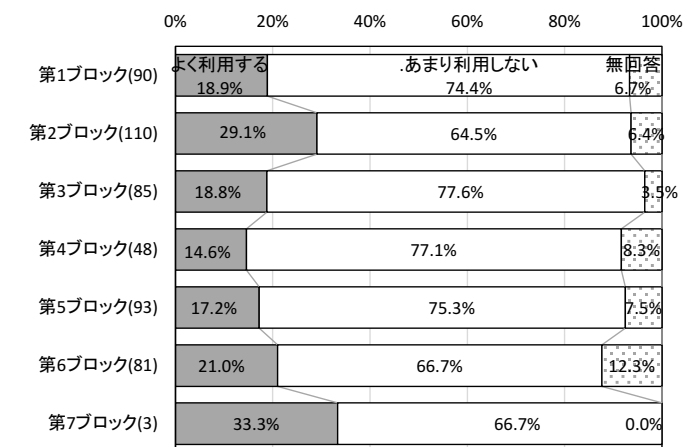
【希望する市からの支援】

(7)公園との関わりについて

- 問 14 あなたは宝塚市内の公園を利用しますか。



【公園の利用状況】



【居住地別の公園の利用状況】

問 15 「2. あまり利用しない」とお答えの方はその理由についてもお答えください。(あてはまる番号いくつでも○)

回答者数(367)

【公園を利用しない理由】

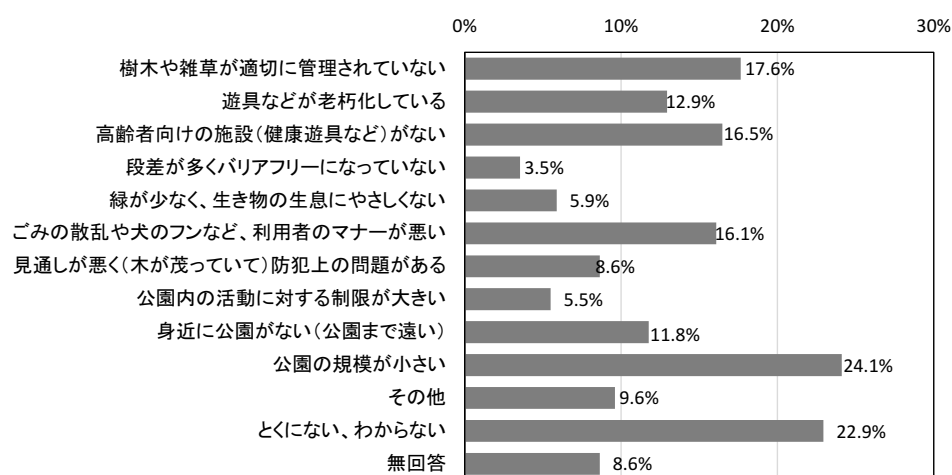
問 16 あなたが宝塚市内の公園で普段行っていることをお聞かせください。

問 17 あなたが宝塚市内の公園でこれから行ってみたいことをお聞かせください。

回答者数(510)

【公園で現在行っていること、今後行いたいこと】

問 18 お住いの周辺の身近な公園について、不満に思うことはありますか。(あてはまる番号3つまでに○)

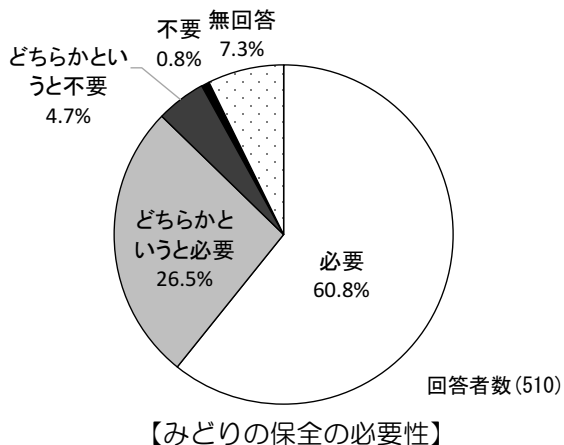


回答者数(510)

【身近な公園への不満】

(8)みどりの保全の必要性と守り育てたいみどり

問 19 宝塚市のみどりは守り、育てる必要があると思いますか。(あてはまる番号3つまでに○)

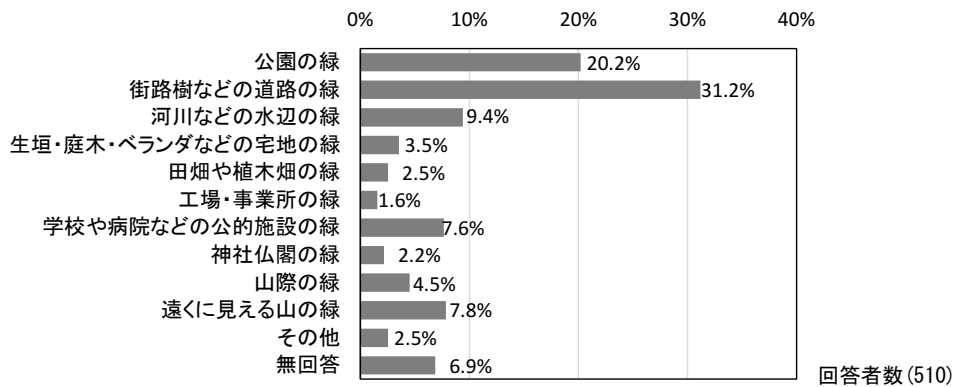


問 20 「どちらかという不要」「不要」とお答えの方はその理由についてもお答えください。
(あてはまる番号いくつでも○)

回答者数 (28)

【みどりの保全が不要と考える理由】

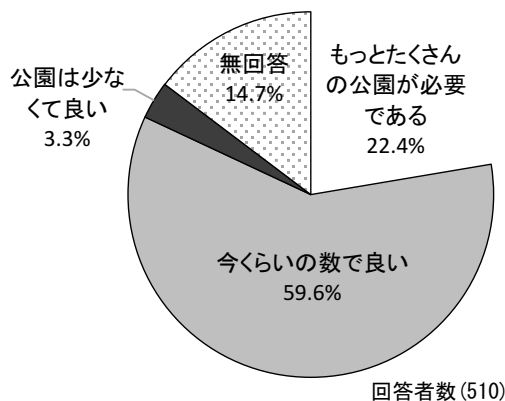
問 21 宝塚市のみどりのうち特に守り育てる必要があると考えるみどりはどれですか。



【守り育てる必要があると思うみどり】

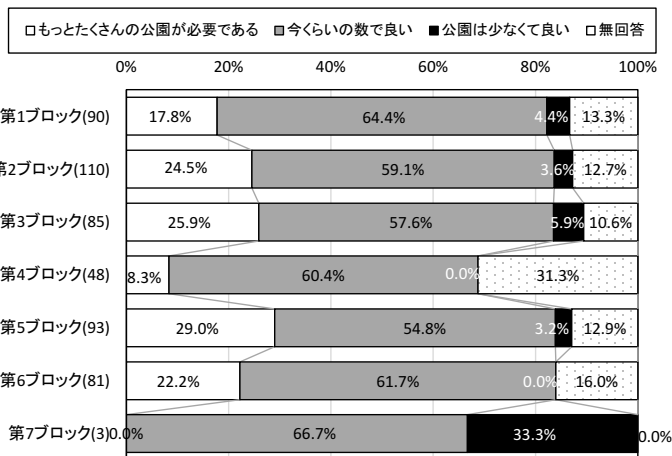
(9)市内の公園について

問 22 宝塚市にある公園の数についてどう思いますか。



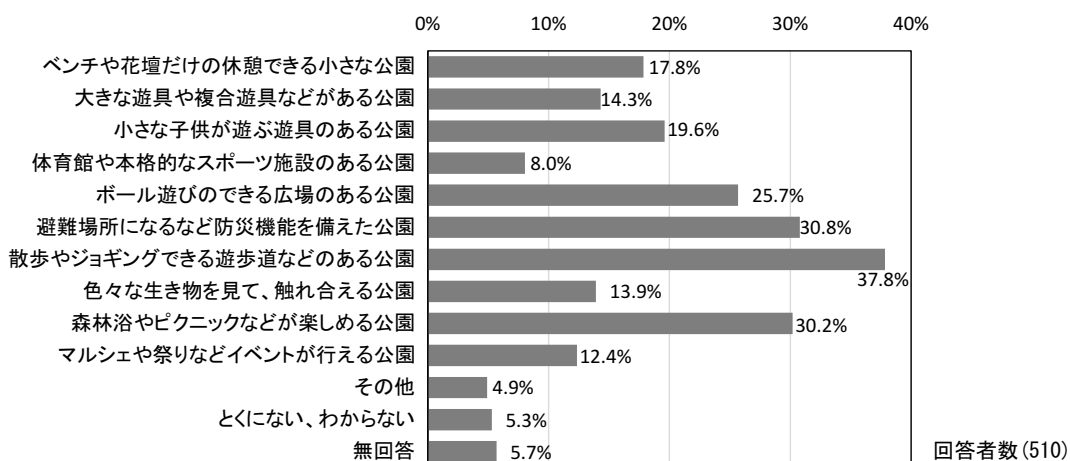
【公園の数についての考え】

() 回答者数



【居住地別にみた公園の数についての考え】

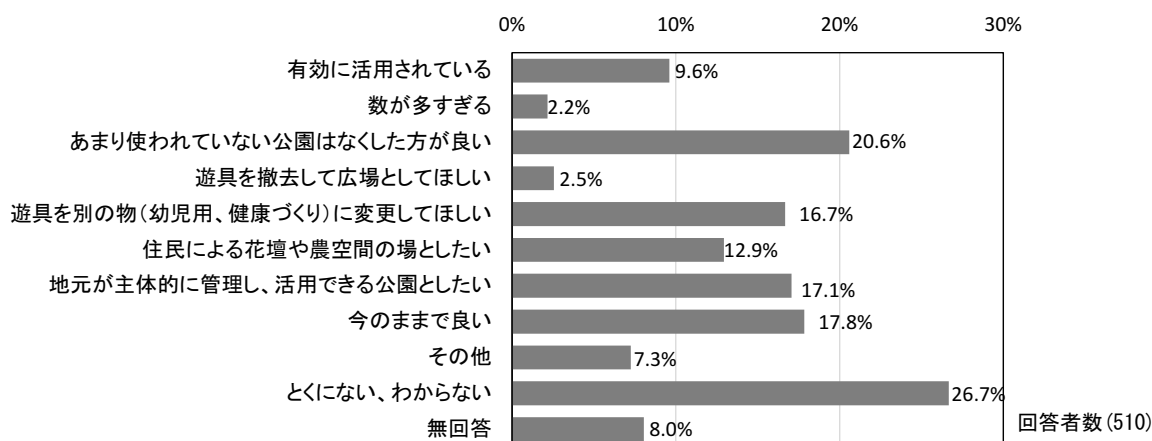
問 23 宝塚市内にどのような公園がもっと必要だと思いますか。(あてはまる番号3つまでに○)



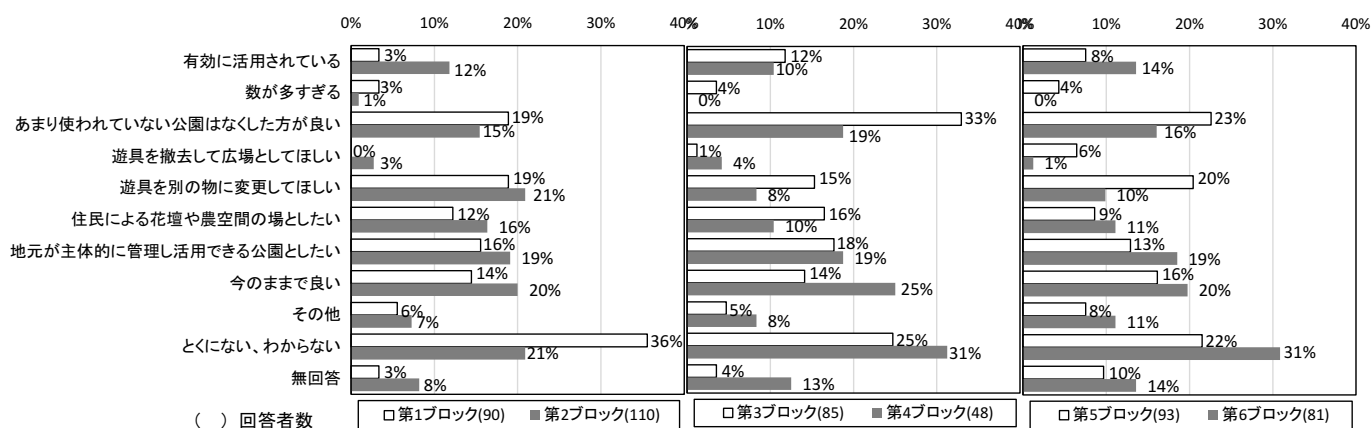
【必要な公園のイメージ】

(10)小公園の統廃合について

問 24 宝塚市内の小公園についてどのようなお考えをお持ちですか。(あてはまる番号3つまでに○)

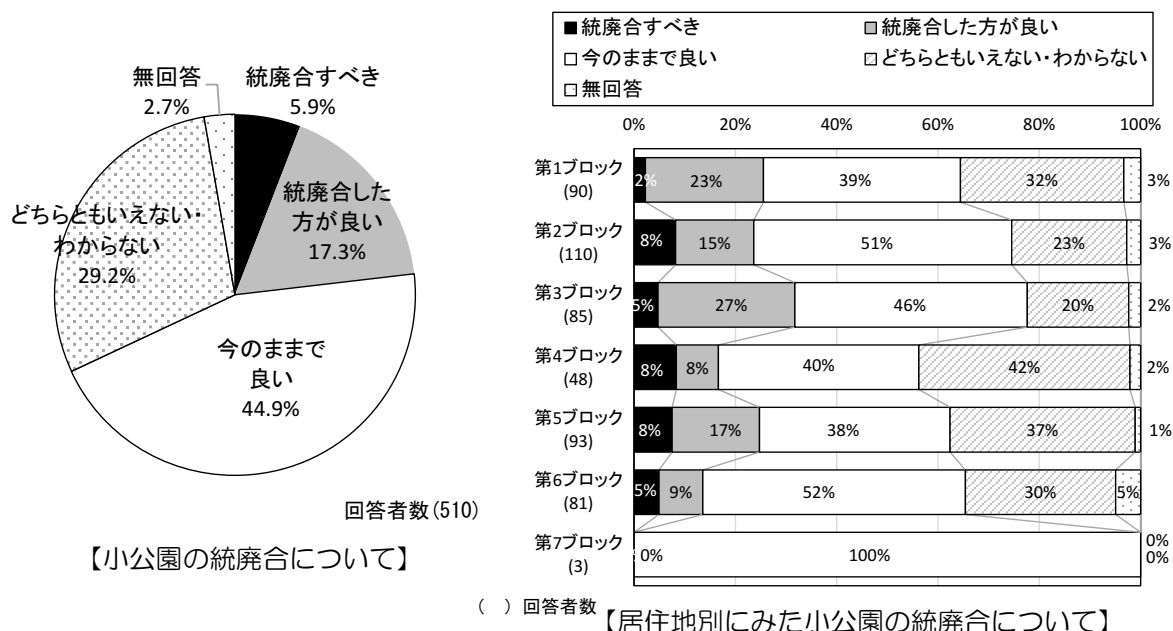


【小公園に対する考え方】

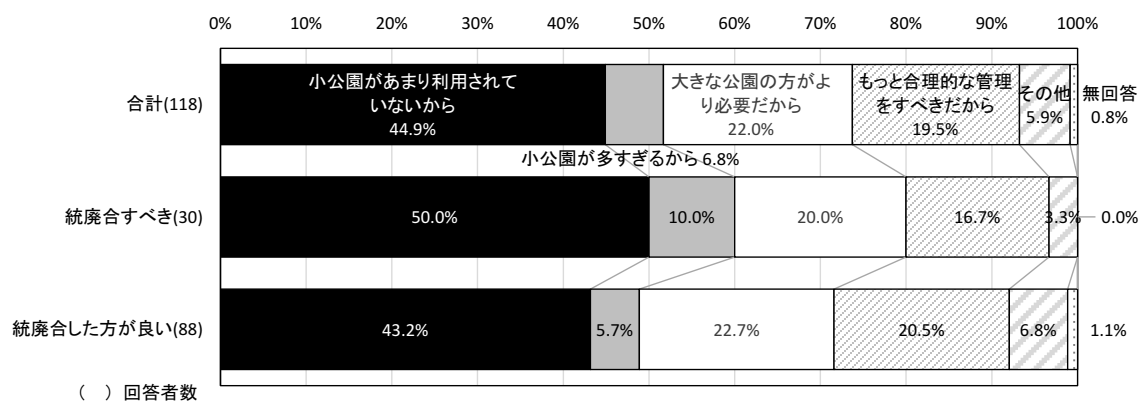


【居住地別にみた小公園に対する考え方】

問 25 あなたの身近にある小公園を統廃合し、ひとつにまとめた公園にするという考えについて、どう思われますか。

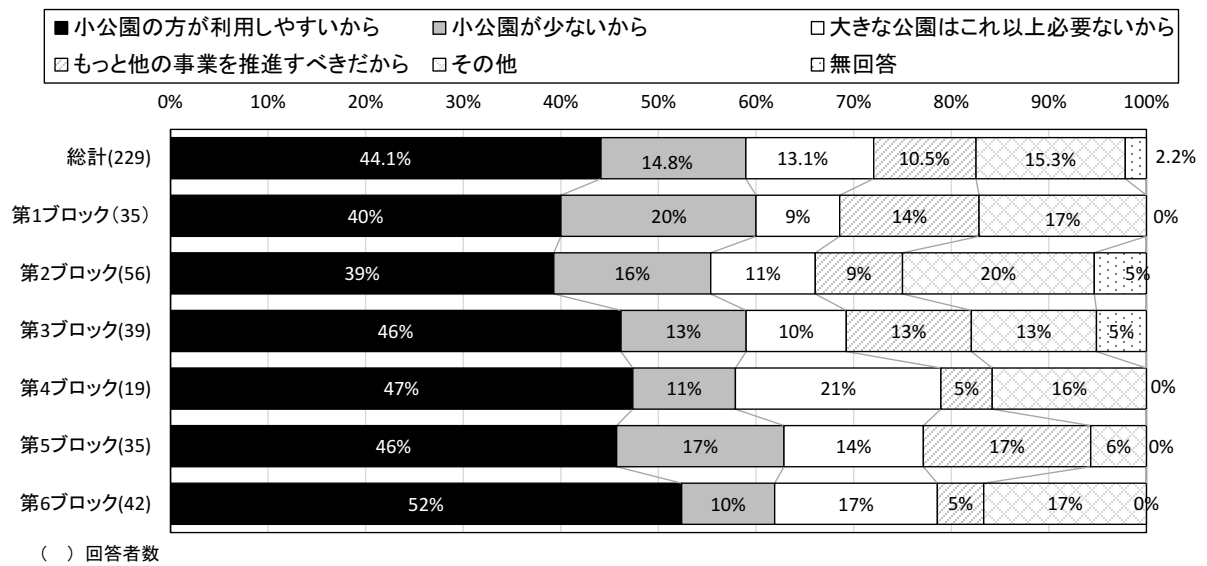


問 26 「統廃合すべき」「統廃合した方がよい」とお答えの方にお伺いします。統廃合すべき・した方がよいと思うのはなぜですか。



【小公園を統廃合した方がよい理由】

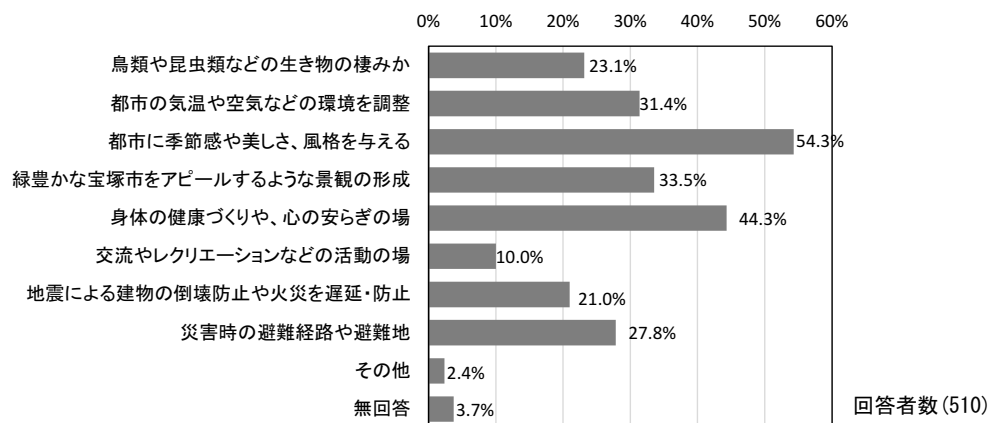
問 27 「今のままで良い」とお答えの方にお伺いします。今のままで良いと思うのはなぜですか。



【居住地別にみた小公園が今のままで良い理由】

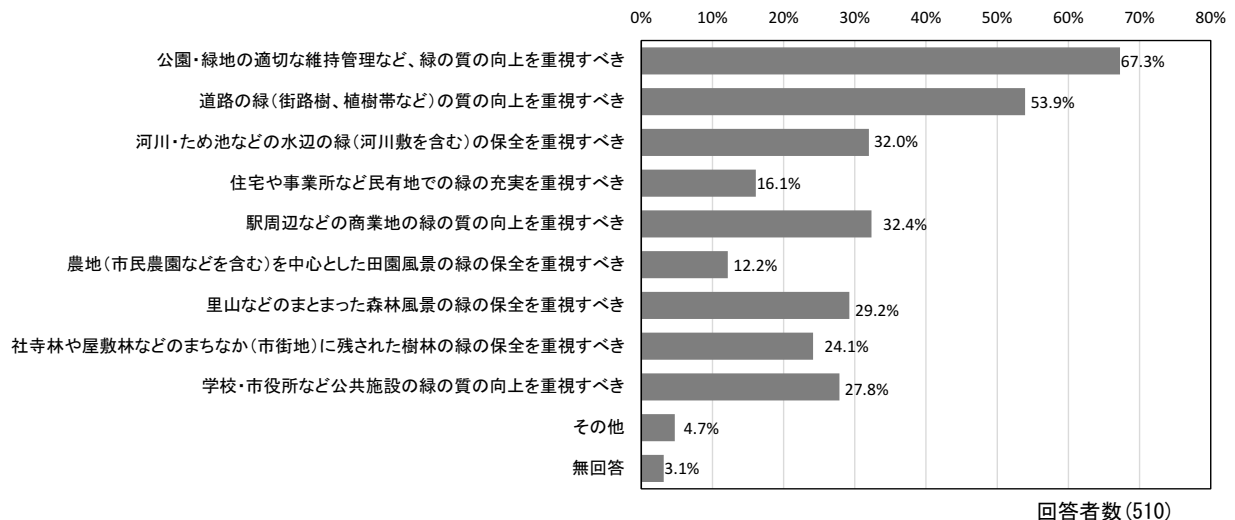
(11)今後の宝塚市のみどりについて

問 28 今後宝塚市の緑にどのような役割を期待しますか。(あてはまる番号3つまでに○)



【期待する緑の役割】

問 29 緑豊かなまちにするために、どのようなことを重視すべきと思いますか。(あてはまる番号すべてに○)



【緑豊かなまちに向けて重視すること】

前計画進捗状況の整理

現在の緑の基本計画における施策の進捗状況について、平成 12（2000）年度に策定された前計画「宝塚市緑の基本計画」の「第 4 章計画推進のための施策の方向及び取組み」に記載している施策を基に整理したものです。

1. コミュニティづくりのために

施策	進捗状況、方向
(1)市民参加の仕組みづくり	
①自治会やまちづくり協議会等の地域密着型コミュニティ、既存の緑化関係団体の他、緑化や自然保護、環境教育に関心の高い市民やボランティアの協力を得て、地域に適した組織のあり方を検討する。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
②市民、事業者、専門家、行政のパートナーシップによるグラウンドワークのための組織と仕組みづくりを進める	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
③自治会やまちづくり協議会などの団体による公園・緑地、街路樹などの維持管理・運営、緑化活動を検討する。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
④水と緑に関する地域リーダーなどの人材育成とネットワークづくりを進める。	C：中座（計画変更なし） ⇒維持継続
⑤市民、事業者、専門家、行政及び各種団体等が一体となって、計画段階から緑のまちづくりに参加するプロセスづくりに努める。	C：中座（計画変更なし）
⑥市民が緑や公園、景観の調査・評価に取組み、現状に則した緑化や公園づくりに活かす提言システムづくりを進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
(2) 緑のまちづくり支援体制づくり	
①既存のボランティア団体の活動を支援するとともに、講習会の開催や場所の提供などを行い、森林や公園の維持・管理や活用等自発的・自主的、提案型で行うボランティアの育成を進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
②市民からの緑の提供などに応える仕組みづくりの検討を進めるとともに、諸制度の活用を図り、緑の有効な循環に努める。	F：中止、廃止
③緑のまちづくりに貢献した市民・団体等に対し、その功績をたたえ、緑化意識と意欲の向上のため、緑化功労者への表彰制度づくりを検討する。	C：中座（計画変更なし） ⇒充実強化
④市内の優れた眺望、地域を象徴する景観樹・生垣等について緑化推進ポスターや写真を募集し、展示・表彰を行う。	C：中座（計画変更なし） ⇒維持継続
⑤緑化活動の拡充のための宝塚市緑化基金の拡充に努める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続

2. まちに緑を蓄えるために

施策	進捗状況、方向
(1)六甲・長尾山系等の森林地域の保全	
①六甲山系グリーンベルト整備事業に基づき、自然緑地を保全し、防災やレクリエーション機能の増進等、緑の保全と活用を進めるよう国や県に対して働きかける。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
②長尾山系の自然緑地の保全に向け、緑地保全地区の指定など最大限の法規制の導入を検討するとともに、民間開発にともなう残存緑地の保全に努める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
③生物多様性を確保するための方策を研究し、市民が親しめる人工林や里山づくりを進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
④緑化重点地区に指定し、取組みを総合的に促進する。	F：中止、廃止
(2)北部地域の田園風景の保全	
①北部地域に残された田園風景の保全に向け、宝塚新都市開発との整合・調整を図るとともに、景観計画を策定し、その目標や指針づくりを進める。	A：計画通り完了、終了 《たからづか北部土地利用計画》
②現存する宝塚新都市開発予定区域外の自然緑地については緑化重点地区に指定し、無秩序なぶらさがり開発を抑制し、良好な環境の保全、育成及び活用を努める。	F：中止、廃止

施策	進捗状況、方向
(3)市街地内の樹木樹木の保全	
①緑地協定の締結を促進するとともに、地域のシンボルとなっている樹木をより多く保護樹として指定するなど、市街地の緑の保全を進める。	B：計画通り継続中 ⇒ 充実強化
②身近な自然環境となる緑豊かな史跡や社寺林、屋敷林などの樹木樹木の保全を促進する。	B：計画通り継続中 ⇒ 維持継続
③良好な成熟住宅地を彩る庭木等の樹木や生け垣等の保全に向け、市民で専門的な技術を有する造園ボランティアの派遣制度、市民緑地制度・登録文化財制度の活用、庭木の移植、預かり制度などの仕組みづくりを検討する。	C：中座（計画変更なし） ⇒ 維持継続
④樹木と石垣が一体となって良好な景観を形成しているものについては、景観建築物等の指定を行いその保全に努める。	F：中止、廃止
⑤現存する良好な生垣を保全するため、建物と一体となった景観指定を検討するとともに、維持管理に係る助成等の検討を進める。	B：計画通り継続中 ⇒ 維持継続
(4)市街地内農地の保全	
①市街地内の遊休地等や農地の有効利用を図り、自然とのふれあいやレクリエーションなどの活動ができ、土と緑にふれあえる市民農園・市民菜園化を進める。	C：中座（計画変更なし） ⇒ 維持継続
②市街地の貴重な緑の空間を提供する生産緑地地区の有効活用を図り、市民を対象とした新しい花と緑の利用を提案するアメニティ空間として活用を検討する。	C：中座（計画変更なし） ⇒ 充実強化
(5)武庫川をはじめとする水辺環境の保全	
①武庫川をはじめ市内の中小河川の整備、ため池の改修等により、水と親しみ、潤いのある水辺環境づくりを関係諸機関と調整を図りながら進める。	B：計画通り継続中 ⇒ 維持継続
②河川を生活に密着した都市空間にするため、市民と行政が一体となって、河川清掃を進めるなど、河川美化を推進し、良好な河川環境の保全に努める。	B：計画通り継続中 ⇒ 維持継続
③河川、水路、ため池、貯水池などの自然景観及び自然環境の保全・創出のための緑による水質浄化などを促進する。	F：中止、廃止
④健全な生態系回復のための多自然型川づくりを継続する。	B：計画通り継続中 ⇒ 維持継続
⑤武庫川周辺については、緑化重点地区に指定し、取組みを総合的に促進する。	F：中止、廃止
(6)宝塚市生態系レッドデータブック等による特に貴重な自然環境の保全	
①宝塚市生態系レッドデータブックによる特に貴重な動植物の保護のため、自然環境の保全に向けた取組みを関係諸機関と調整を図りながら進める。	B：計画通り継続中 ⇒ 維持継続
②種レベルの貴重性だけでなく、重要な生態系を抽出・評価し、自然保護や公共事業の環境配慮への参考となる指針づくりを検討する。また、市の主要な方針、施策の立案などの早い段階から環境に影響のあるものをチェックできるシステムづくりを検討する。	B：計画通り継続中 ⇒ 維持継続
③民間の社寺等の文化財に残る自然性の高い植生や樹林、樹木等の管理状況の調査を行うとともに、維持管理に関わる技術的・財政的支援の制度化等の検討を進める。	B：計画通り継続中 ⇒ 維持継続
(7)緑資源の再利用	
①緑資源のリサイクルのために雑草、落ち葉、公園・街路樹などの剪定枝葉などの堆肥化を進める。また、環境保護と植木産業育成のため、植木ごみをチップ化し、植木の敷きわらなどとして再利用を進める。	B：計画通り継続中 ⇒ 維持継続
②市民から樹木、草花の苗、球根等の提供を受け、これを住宅や公園に移植し、活用する花と緑の銀行の設立を検討する。また、緑の提供者から提供を受けた樹木等について、仮置き圃場として、遊休地の活用を検討する。	F：中止、廃止
③植木まつりや宝塚まつりに併せ、市民が育てた花や緑の交換会や技術交流、話題交流などの場として緑のフリーマーケットの開催を検討する。	B：計画通り継続中 ⇒ 方向転換

3. まちを緑で守るために

施策	進捗状況、方向
(1)市街地内緑地の整備と充実	
①市民の日常生活の楽しみとやすらぎの場等として、歩いて行ける範囲に配置する街区公園、近隣公園などをバランスよく配置するとともに、市民一人あたりの公園面積 7.00 m ² を確保するように整備に努める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
②特に身近な公園である街区公園については、市民とともに計画づくりを進め、地域の特性に応じた特色ある公園となるよう整備に努める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
③災害時における避難地としての利用や、太陽光発電を導入するなど自然エネルギーの活用及び雨水の循環利用など、安全で潤いのある都市環境の創出と自然環境の保全を目指した公園・緑地の整備を進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
④三和銀行グラウンド跡地について、武庫川と一体となった水と緑豊かなシンボルゾーンとしての緑地整備を進めるとともに、防災機能の充実を図る。 また、その他の銀行グラウンド用地は開発に際し、一定規模の緑地を確保し、地域の緑の環境形成に貢献するよう要請していく。	A：計画通り完了、終了 =地区公園（末広中央公園）として整備
⑤市街化区域内に残存する自然緑地を開発する場合は、その緑量を確保し周辺環境との調和が図れるよう要請していく。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
(2)防火帯等の緩衝緑地の保全・創出	
①既設の都市公園等の防災機能を強化するため、外周部では火災の延焼防止に役立つよう防災の観点からも中高木による緑化を図る。	F：中止、廃止
②災害時の被害や騒音などの軽減、周辺の地域環境の保全のため、街路樹等による緑化、工場などの緑化を進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
③地震によるブロック塀の倒壊防止や、潤いのある住宅地形成のための生垣等緑化推進助成金制度の活用を促し、生垣化を進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
④雨水浸透域の確保や水源涵養のための樹林地、農地などの保全・創出とともに、宅地の緑化や道路、公園などの施設整備における透水性舗装や緑化ブロック舗装の導入など雨水浸透性の確保を進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
⑤防災ネットワークとして、市街地周辺の自然緑地、武庫川の水系等を保全し、防災帯、避難路としての活用を図る。	F：中止、廃止
(3)自然災害防止のための緑の保全・創出	
土砂流出を防ぐ森林地域を保全するとともに、法規制等を最大限に活用し、都市近郊における自然緑地の保全、育成に努める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続

4. まちの緑を楽しむために

施策	進捗状況、方向
(1)緑の普及啓発	
①花と緑の教室を開催し、樹木の剪定や花の栽培などについての知識を広め、市民の緑化に関する啓発を図る。	B：計画通り継続中
②花や緑にかかわる普及啓発イベントを開催し、市民が緑とふれあう場の提供に努める。	B：計画通り継続中 ⇒方向転換
③インターネットなどのメディアを活用した緑の普及啓発を検討する。	C：中座（計画変更なし） =未実施 ⇒維持継続
④花と緑の理解を深めるため、学校、地域、家庭が一体となって地域に開かれた特色ある学校園づくりに努める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
(2)緑の情報の収集と発信	
①まちの緑化推進施策の広報活動の展開や花の見どころ情報の提供を進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
②花と緑に関する環境学習の促進、交流活動のための広報やインターネットなどのメディア活用を図るとともに、地場産業の知識や技術の情報提供を進める。	C：中座（計画変更なし） =未実施 ⇒充実強化
③パソコン通信やインターネットにより、緑化に関する行政と市民の情報交換の仕組みづくりを検討する。	C：中座（計画変更なし） ⇒維持継続
④市民の緑化活動を支援する緑化相談窓口の拡充と情報の一元化を進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
(3)緑の交流拠点づくり	
①空き教室等を利用し、市民の参加の拠点となり、行政との窓口にもなり、市民が広く花と緑について学べる場の創出を図る。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
②農体験の少ない都市住民との交流拠点として、農業に関心を持つ市民が休耕田を利用した農園などで活動する際、情報、資材などを入手できる場の設置を進める。	C：中座（計画変更なし） ⇒維持継続
③野鳥や昆虫などの自然観察会やグリーンウォッチングなどを開催し、市民が緑とふれあいながら自然環境に対する理解を図るための環境学習の場として、農地や里山などを交流拠点として活用を図る。	C：中座（計画変更なし） ⇒維持継続
④あいあいパークを緑の交流拠点の核として位置付け、その他市内の花屋さん、ガーデニングショップなどと協力・連携を促し、ガーデニング・造園技術及び情報交流の場としてネットワーク化やマップの作成を進める。	C：中座（計画変更なし） ⇒充実強化
⑤公募による団体、個人が自由に花や木を植え、育て、維持・管理を行える場所づくりを進め、整備、維持管理に関し、市民の参画を検討する。	F：中止、廃止
⑥盆栽や仕立て松といった本市の特色の一つである植木を活かした公園、散策路をつくり伝統技術の維持、継承についても検討を進める。	C：中座（計画変更なし） =未実施
⑦市民と市民の交流、市民とまちの交流のため、緑のまちづくり 100 人委員会からの提言である『緑の遊歩道』等の散策路をつくり、伝統を維持・継承する整備方策の検討を進める。 有馬街道や巡礼街道などの旧街道については、整備を計画的に進め、歴史的、文化的資源の保全、育成に努めるとともに、市民の歴史への散策道や健康づくりのためのウォーキングルートとして活用する。	F：中止、廃止
(4)緑を活かした新名所づくり	
宝塚新名所づくりアクションプログラムに基づき、緑による既存資源の更なる魅力化により観光資源として、魅力の向上の検討を進める。	F：中止、廃止

5. まちを緑で演出するために

施策	進捗状況、方向
(1)公共・公益施設の緑化推進	
①テーマ植栽（和風、洋風、モダンズム風など）と道路の機能や周辺景観に配慮し、四季の季節感豊かな街路樹植栽を進める。また、地域住民のボランティア活動等により、植栽ますなどに花やツタなどの緑化を進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
②道路や河川などの整備は、路線や箇所毎の特色に応じた街路樹等を選定するなど、個性と魅力に溢れた緑化を推進し、道路や河川と一体化した緑化空間としての整備を進める。また、街路樹形の剪定マニュアルをつくり、まちの美しさを創っていく。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
③地域を代表する景観を創出するためのランドマークに成長するような高木による公園・緑地や公共公益施設の緑化を進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
④潤いのある都市景観と都市環境を創出するための公共駐車場及び公共公益施設の駐車場緑化を推進する。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
⑤良好な地域景観と地域環境形成のための公共公益施設の屋上緑化、壁面緑化について検討を進める。	B：計画通り継続中＝新設施設、中央公民館建築時対応 ⇒維持継続
⑥誰もが思い出となる樹木を育てるための記念植樹による緑化について検討を進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
⑦自然、歴史、文化などそれぞれの地域の特性、また、市民の多様なニーズに対応した特色ある公園づくりを進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
⑧市民ニーズに即応するため、計画づくりに市民が積極的に参加できるようにするための仕組みを充実させ、市民が親しみをもてる質の高い公園づくりを進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
⑨快適なレクリエーション活動のための公園・緑地や緑化された公共公益施設などのさらなる魅力向上のために、施設間の緑のネットワーク化を進める。	C：中座（計画変更なし）
(2) 民有地の緑化推進	
①市街地緑化の推進のため、生垣等緑化推進助成金制度の活用を促進し、民有地の緑化を支援するとともに、より一層の緑化空間の拡大を進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
②都市景観の向上とともに、地域の活性化を図るためプランターやハンギングフラワーなど商業地に花と緑の緑化を進める。	F：中止、廃止
③潤いある地域景観を創出するためコンビニエンスストア等の商業店舗の駐車場緑化について指導、支援を行う。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続
④地域住民が自らの手で身近な緑を保全・創出するための緑地協定の締結を進める。	B：計画通り継続中 ⇒維持継続

まちづくり協議会のまちづくり計画一覧

【第1ブロックの各協議会のまちづくり計画概要】

協議会名称	地域の将来像	基本目標等におけるみどり関連の記載内容
仁川まちづくり協議会	自然豊かな景観と歴史・文化を大切にし、住民誰もが心豊かに暮らせるまち	<u>景観・自然環境</u> ・仁川地域の特徴でもある弁天池の景観維持といった環境保全活動やとんど焼きなどの文化的な活動は、子どもたちが地域へ愛着を持ってもらうための重要な活動として継続的に地域全体で取り組みを進めていきます。
宝塚市高司小学校区まちづくり協議会	好きです わがまち 高小校区 つながりあえる まちづくり	<u>エコ・ガーデン・クリーンな環境づくり</u> ・清掃活動や花壇の管理など、地域内の環境を整えることで清潔感のある地域を目指します。また、それぞれの活動を継続させていくために、小・中学校等との連携についても検討していきます。
宝塚市良元地区まちづくり協議会「良元コミュニティ」	・世代を超えてつくりよう住みよいまち「良元」 ・人に優しく自然に優しいまち「良元」 ・地域でふれあういつも笑顔のあるまち「良元」 ・みんなでつくりよう安心のまち「良元」	<u>花と緑があふれるきれいで快適なまち</u> ・現在の緑化活動に加えて、勉強会などを通して地域の中にある貴重な緑地環境の情報発信を行います。また、地域の各種団体と協力して、地域の美化を目指します。
宝塚市光明地域まちづくり協議会「光明地域コミュニティ」	安全で安心して都市生活ができる利便性に富んだ永住志向型のまち 親子代々が住み続けて生活の歴史を積み重ねながら、“成長する現代的ふるさと”の実現	<u>清潔で爽やか、歩いて楽になるまち</u>
宝塚市未成小学校地域まちづくり協議会「コミュニティすえなり」	笑顔いっぱい活気あふれる美しいまち	<u>街並み・景観の美しいまち</u> ・自然とのふれあいができ、緑あふれる環境とゴミが落ちていない美しいまち

【第2ブロックの各協議会のまちづくり計画概要】

協議会名称	地域の将来像	基本目標等におけるみどり関連の記載内容
宝塚市西山まちづくり協議会「コミュニティ西山」	ホタルやトンボ、小鳥が飛びかう ころ豊かなまち にしやま	<u>環境保全のまちづくり</u> ・逆瀬川の自然や住宅地の自然を守り育てる取り組みを進めます。 ①逆瀬川などに親しむ取り組み ②花いっぱいのもちづくり・緑の多いまちづくり ③まちのルールなどの啓発 ④原風景の保全・創造 ⑤環境負荷の低減
まちづくり協議会コミュニティ末広「コミュニティ末広」	つながり・支えあう、みんなで楽しく暮らせるまちづくり	<u>快適な環境づくり</u> ・思いやりの心でつくる快適な公園 ・美しいまちづくり
宝塚第一小学校校区まちづくり協議会	住民が住み続けたいまちづくり～持続可能なまちをめざして～	<u>継承と発展（歴史・文化・環境・にぎわい）</u> ・宝塚ホテル移転を契機に武庫川右岸をどのようなまちにするか、市のビジョンや都市計画の再検討、関係者との協議・検討 ・宝塚のシンボルとなる緑の保全・景観形成、美化・緑化活動の充実 ・子ども、子育て世代からシニア世代までが集え憩える公園・集会所などの整備

協議会名称	地域の将来像	基本目標等におけるみどり関連の記載内容
		・住民が歴史・文化にふれる機会を増やし、地域への愛着と誇りを醸成
逆瀬台小学校区まちづくり協議会「ゆずり葉コミュニティ」	豊かな自然・美しいまちなみの中で、健康で安心してらせるまち	<u>自然を活かした健康長寿のまちづくり</u> ・豊かな自然を保全し、その自然を活かして整備してきた「健康づくり散策路」等の一層の充実を図り、自主的な維持管理につとめます。 <u>美しい、緑と街並みを培うまちづくり</u> ・当地域は大半が計画的に開発された住宅地であり、道路・公園、住宅地等が整然と整備されていることが特徴であります。また里山や中小河川などの豊かな自然を有し、緑に包まれた閑静な住宅地としてのイメージが強いと感じられます。このような優れた景観・環境を保全し、更に魅力アップするための活動に取り組みます。

【第3ブロックの各協議会のまちづくり計画概要】

協議会名称	地域の将来像	基本目標等におけるみどり関連の記載内容
宝塚市すみれが丘小学校区まちづくり協議会「コミュニティすみれ」	1.多世代が諸活動に参加することにより、顔の見える関係が広がっている。2.福祉をはじめとする諸課題に対し、多くの関係者が解決にむけて協力する仕組みがある。3.防災の仕組みが整い、顔の見える関係も寄与して災害に強い安心・安全のまちとなっている。4. <u>公園が整備され、緑化・美化が行き届き、自然と共生するまちとなっている</u> 。5.子どもたちの歓声が響き、すべての世代に活動力があふれている。6.地域の中央に拠点ができ、既存の拠点とともにコミュニティ活動が盛んになっている。地域にコミュニティ活動を応援する文化がある。	
宝塚小学校区まちづくり協議会「宝小コミュニティ」	人が集まり、美しく、楽しい、魅力的なまちづくり コミュニケーションのとれる安全・安心なまちづくり	<u>宝塚らしい環境景観づくり</u> ・住環境と経済環境がほどよく調和のとれたまち ・地域の宝物をみんなで共有し、情報発信のできるまち
売布小学校区まちづくり協議会「コミュニティ売布」	美しい住環境と豊かな交流を育てるまち	<u>みんなでつくりあげる豊かな自然と文化の香りがするまち</u> ・まちに残る原生林を始めとする自然環境を市や専門家と連携して、保護と環境整備を行うとともに、身近な自然と日常的に親むことができる取り組みを実施します ・豊かな自然を今後も良好な状態で守っていくために、どのような手法があるかを検討し、具体的な取り組みにつなげていきます

【第4ブロックの各協議会のまちづくり計画概要】

協議会名称	地域の将来像	基本目標等におけるみどり関連の記載内容
小浜小学校区まちづくり協議会	自主と自立のまちづくり 小浜	<u>緑がゆたかできれいなまち</u> ・子どもたちが想い描く「花と緑が豊かで、ゴミのない、きれいなまち」「のびのびとボール遊びができる場所」づくりのために、自治会等での清掃・緑化活動を行う。 ・公園や緑地、公共施設などを見直し、一人でも多くの人が環境整備に参加し、また地域資源を活用してもらえるような場づくりを進める

協議会名称	地域の将来像	基本目標等におけるみどり関連の記載内容
宝塚市美座地域 まちづくり協議会 「コミュニティ美座」	笑顔あふれる美座	<u>武庫川とともにあるまち</u> ・武庫川の自然や歴史を知る機会づくり ・河川敷をみんなで美しい場所にする（清掃・花壇づくり等） ・気軽にスポーツが楽しめる場づくり ・地域行事での活用
安倉地区まちづくり協議会「コミュニティ安倉」	夢ある安倉のまちづくり ～古くからの歴史・伝統を守り、明るく楽しく暮らせるまち 安倉～	<u>歴史・公園「自然と歴史がいきづまち」</u> ・当地域の歴史文化を将来世代に引き継げるよう、古墳の保全や歴史学習の推進等に取り組んでいきます ・公園・池などの自然環境の保全にも努めます

【第5ブロックの各協議会のまちづくり計画概要】

協議会名称	地域の将来像	基本目標等におけるみどり関連の記載内容
宝塚市長尾地区 まちづくり協議会 「ふれあいコミュニティ長尾」	「緑と夢と人」次世代につなげるまち・長尾	<u>「自然・環境」</u> ・大切な自然を守り、人にやさしい環境のまち

【第6ブロックの各協議会のまちづくり計画概要】

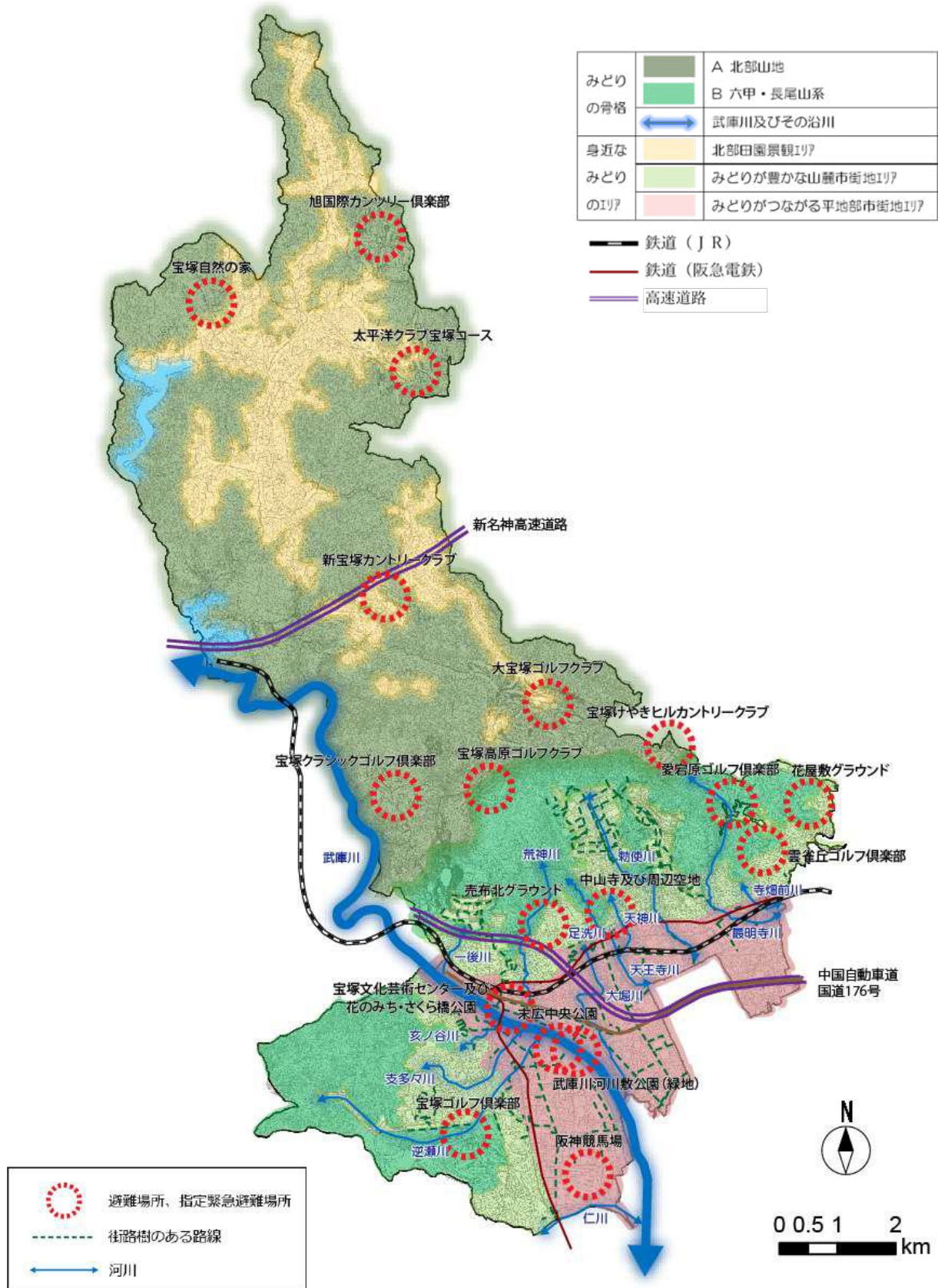
協議会名称	地域の将来像	基本目標等におけるみどり関連の記載内容
中山台コミュニティ	すべての世代の住民が、優しくていいところ だなあと思えるまち	<u>花や緑があふれ自然と共生する 庭園のまちづくり</u> ・緑化環境の整備と推進 ・公園の整備 ・住環境の整備と保全
宝塚市山本山手 地区まちづくり協議会「山本山手コミュニティ」	まちキョンのつぎやき・・・ 今は大規模な震災があれば、いち早くこの地域から脱出したいと考えてる人もいたみたいやけど、地域みんなで「どないしてもここにどまりたい」と思えるまちになったらええなあ コミちゃんのつぎやき・・・ このまちは良いところいっぱいあるし、良くなったことも色々あって、みんなで知恵を出し合って、いずれは、ここが私たちの「ふるさと」だと誇れるまちにしていきたいなあ	<u>（住環境）あふれる緑が織りなす四季の美しい景色と生活利便性を兼ね備えたまち</u> ・地区の魅力である緑の空間は、適切な維持管理が不可欠です。地域と市、開発事業者等の関係機関が連携して、緑をいかに維持していくかを再検討し、住民がなすべきこと、市等で事業として実施することを明確にし、より質の高い住環境の創造に努めます。
宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会「コミュニティひばり」	100年の歴史と緑を大切に、未来へとつなぐまち	<u>環境</u> ・豊かな自然を活かし、快適で安らぎのあるまちづくり

【第7ブロックの各協議会のまちづくり計画概要】

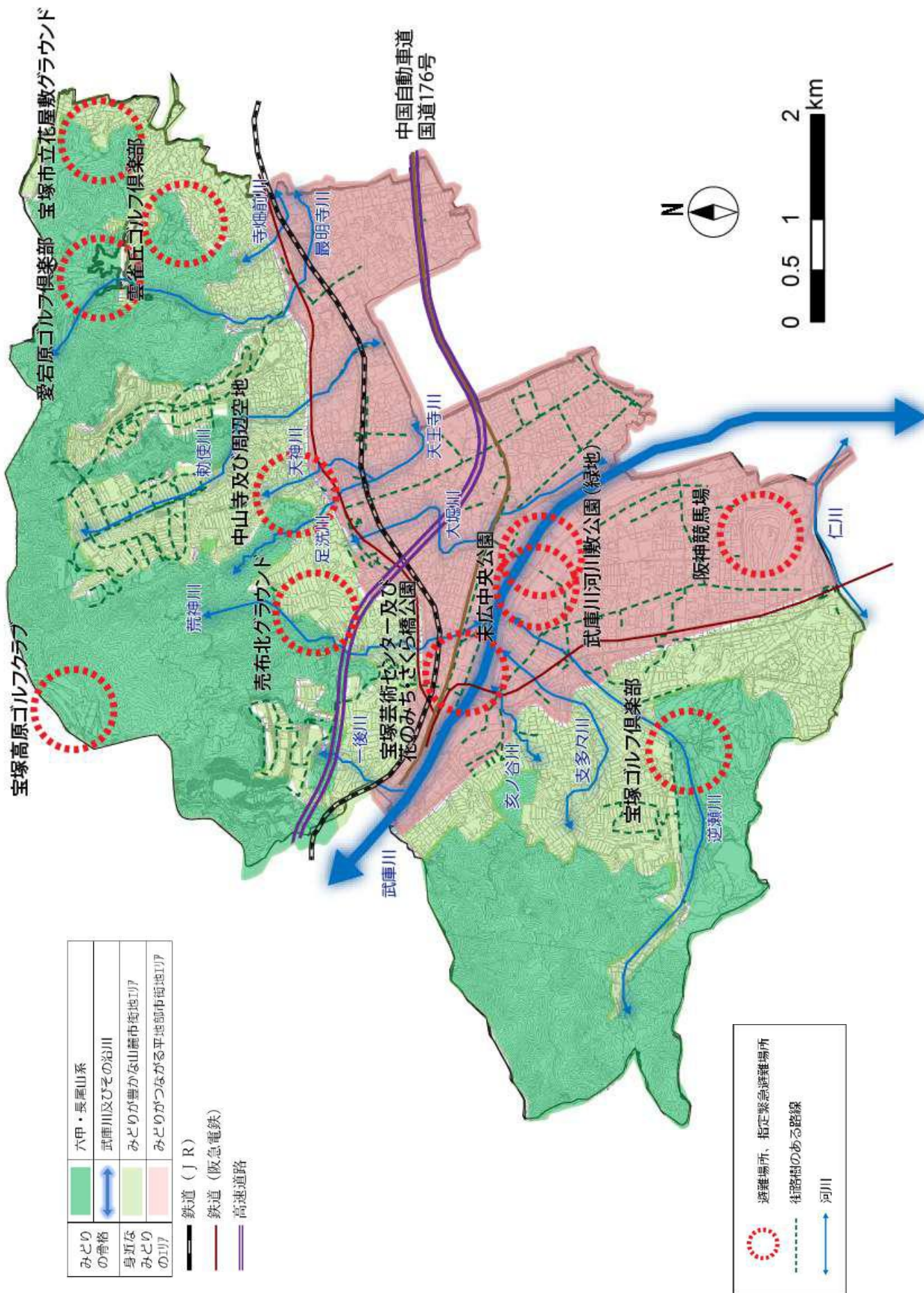
協議会名称	地域の将来像	基本目標等におけるみどり関連の記載内容
宝塚市西谷地区 まちづくり協議会 「西谷コミュニティ」	人びとが心身ともに豊かさと元気にあふれ、安全・安心に暮らせるまち	<u>産業・環境</u> ・農あるまちづくり ・都心からちよと足を延ばして楽しめる環境づくり ・自然と共生する環境づくり

将来像別緑の現況図

①「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち」のみどり



【「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち」のみどりの現況図】



【「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち」のみどりのネットワーク図（南部市街地）】

②「福祉が充実し、安心して暮らせるまち」のみどり



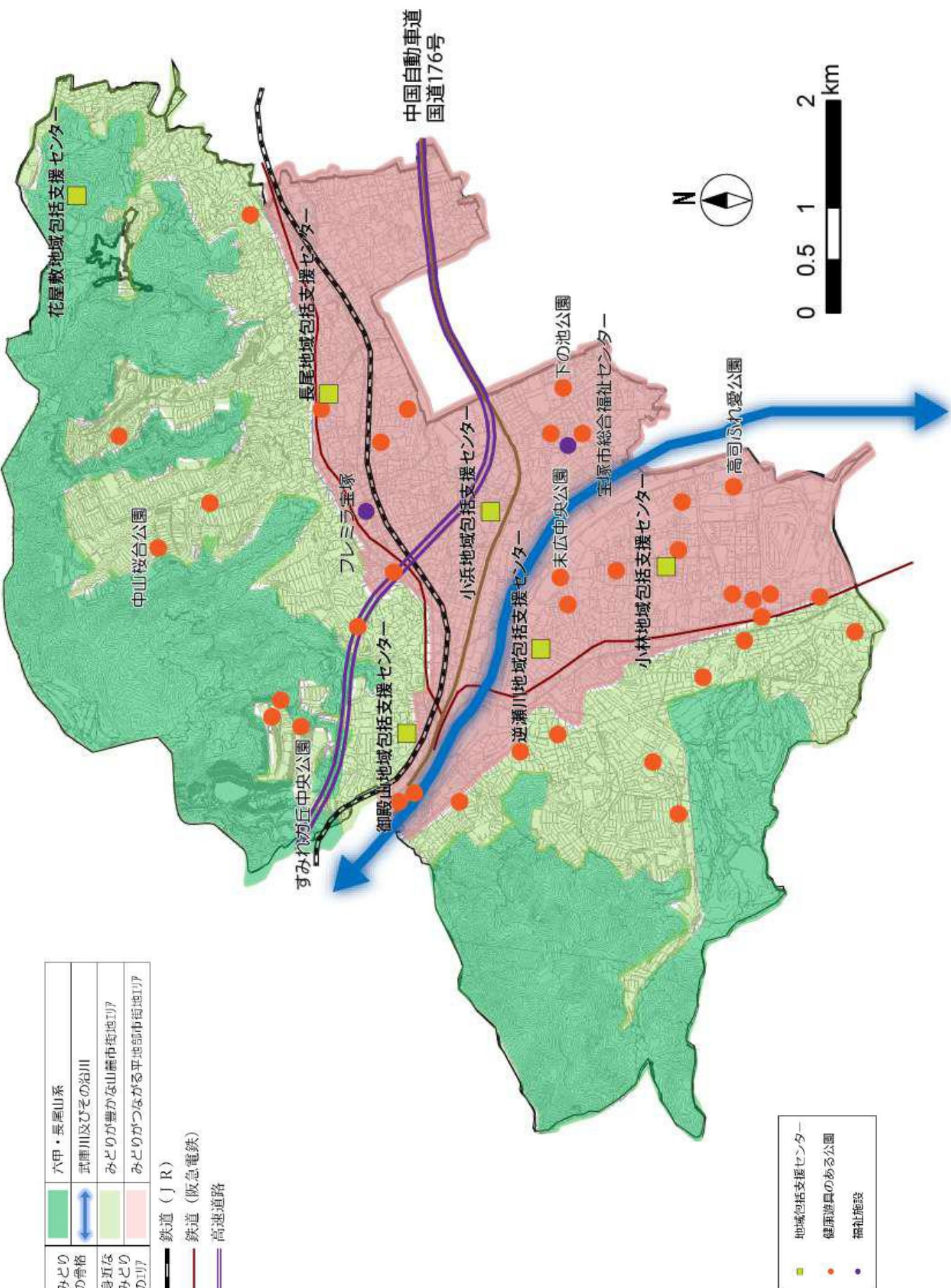
【「福祉が充実し、安心して暮らせるまち」のみどりの現況図】

みどりの 資格	六甲・長尾山系
身近な みどりの のり	武庫川及びその沿川
	みどりが豊かな山麓市街地エリア
	みどりがつながる平野部市街地エリア

鉄道（JR）

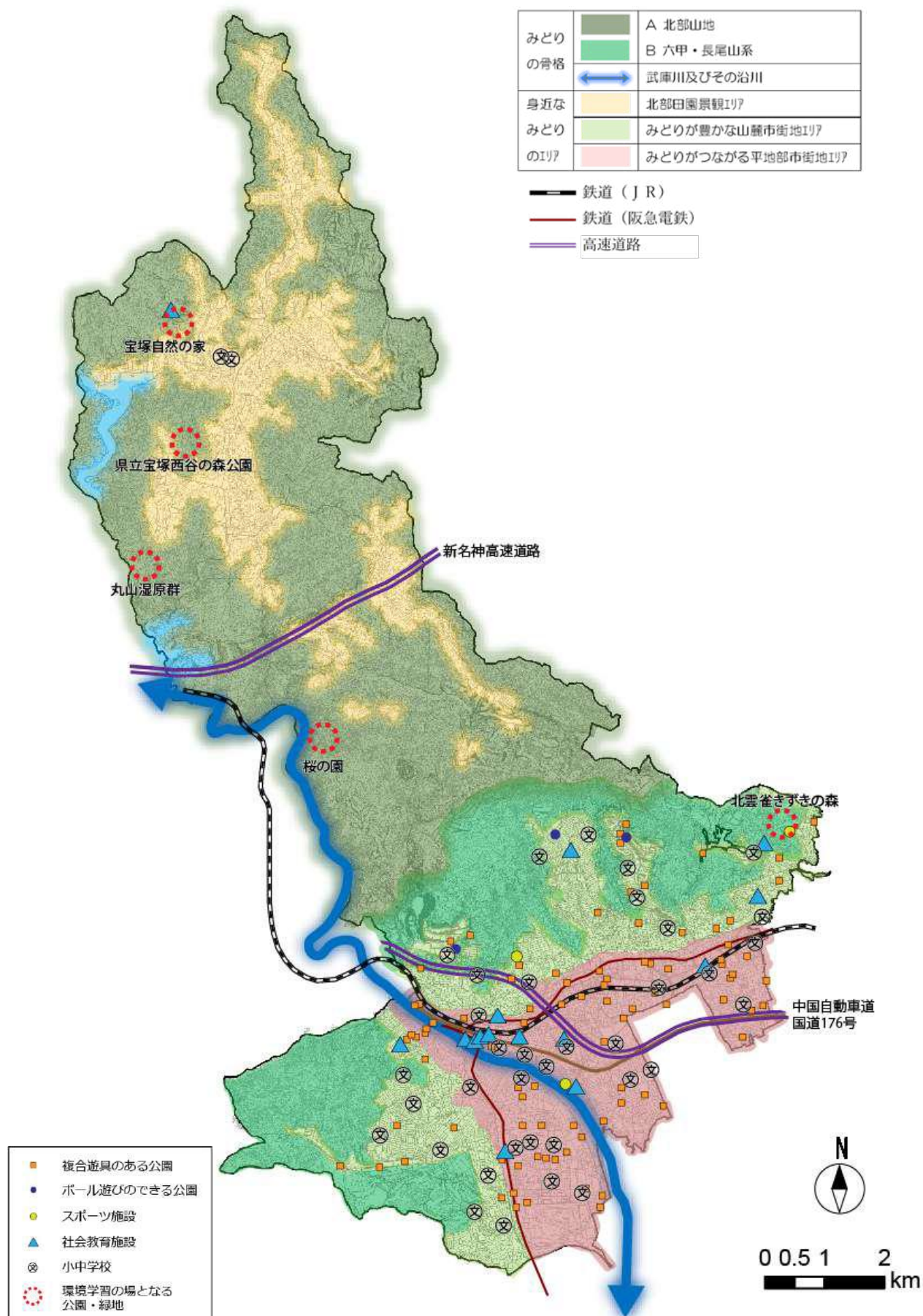
鉄道（阪急電鉄）

高速道路

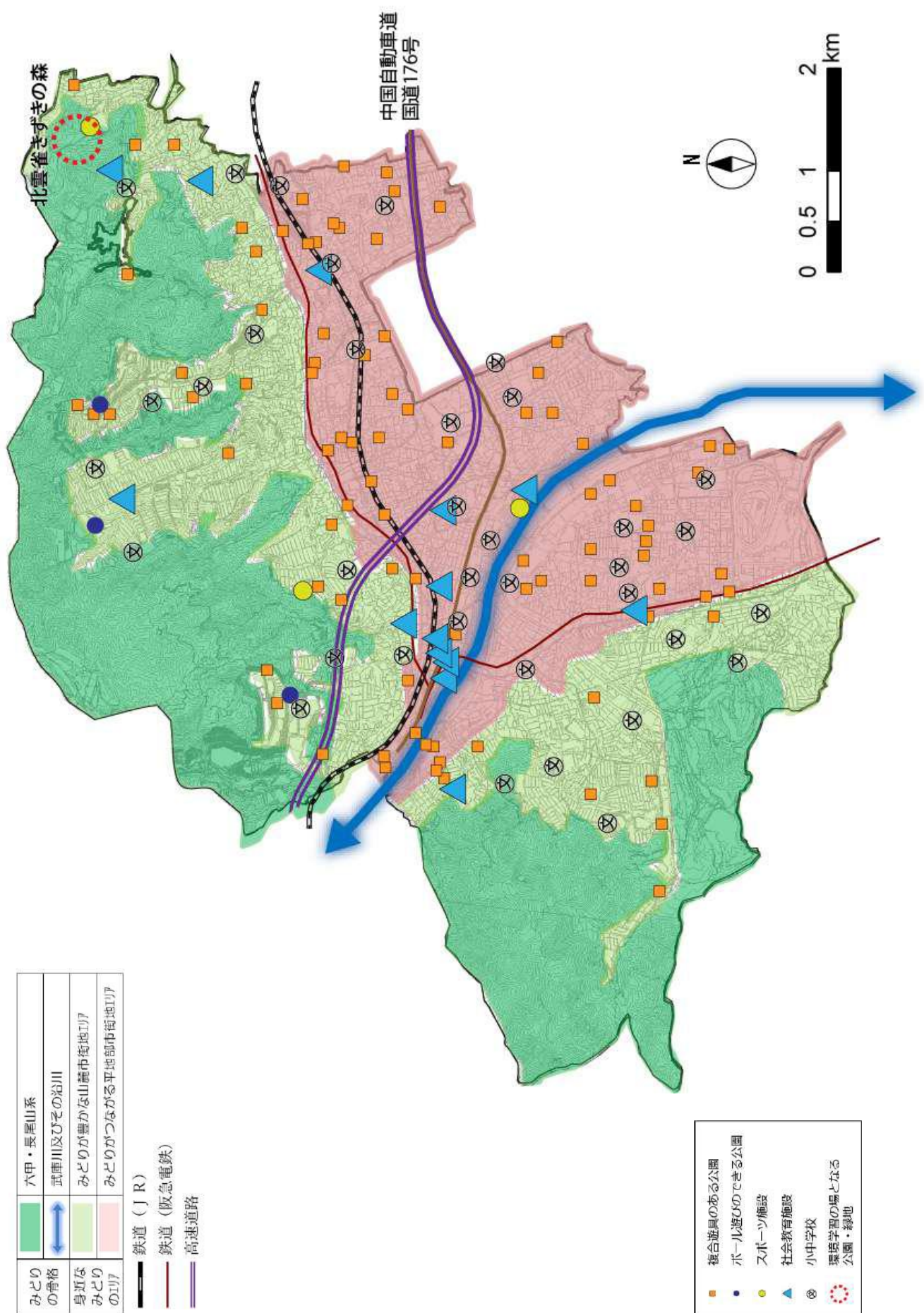


【「福祉が充実し、安心して暮らせるまち」のみどりのネットワーク図（南部市街地）】

③「子どもの生きる力が育つまち」のみどり

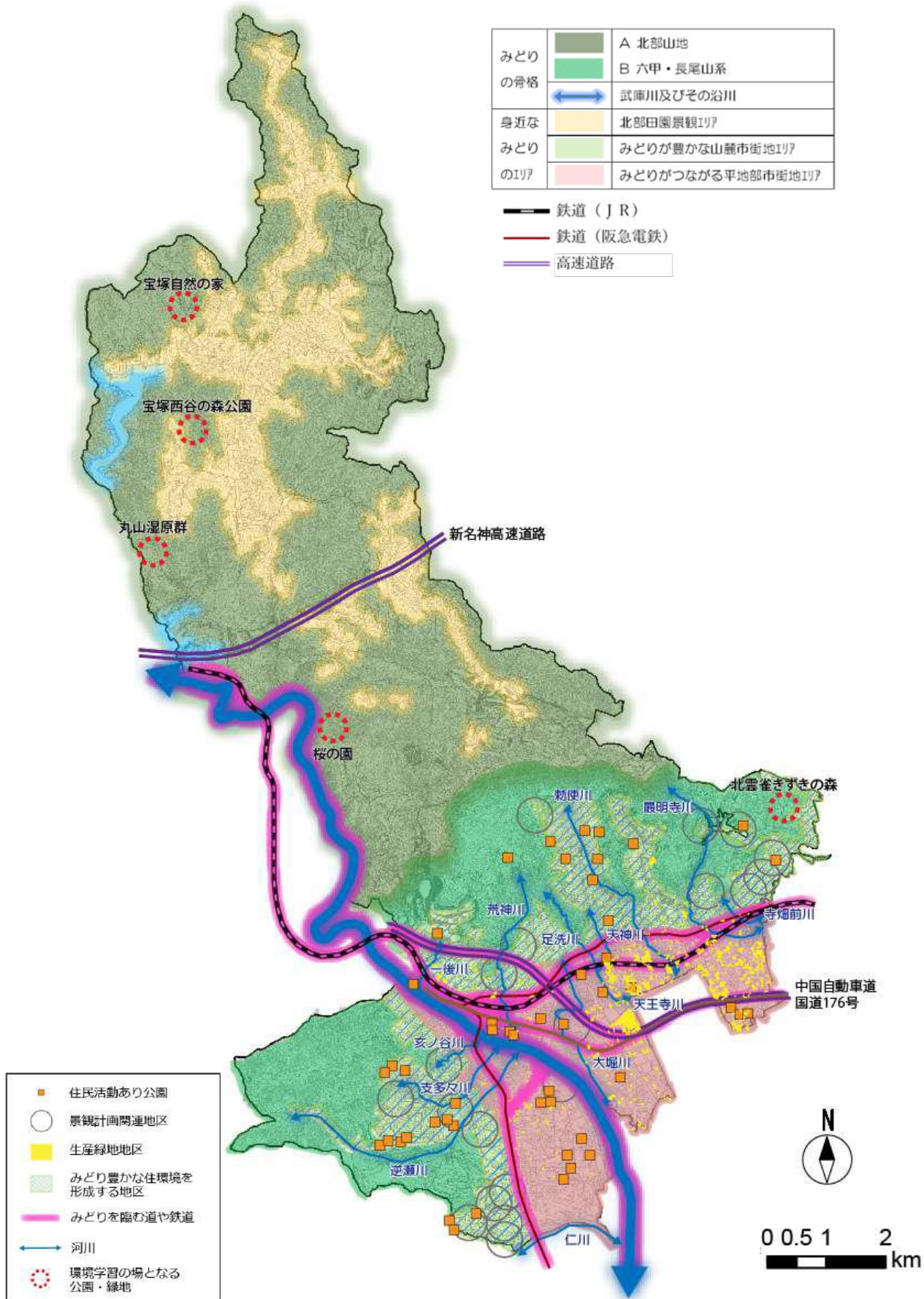


【「子どもの生きる力が育つまち」のみどりの現況図】

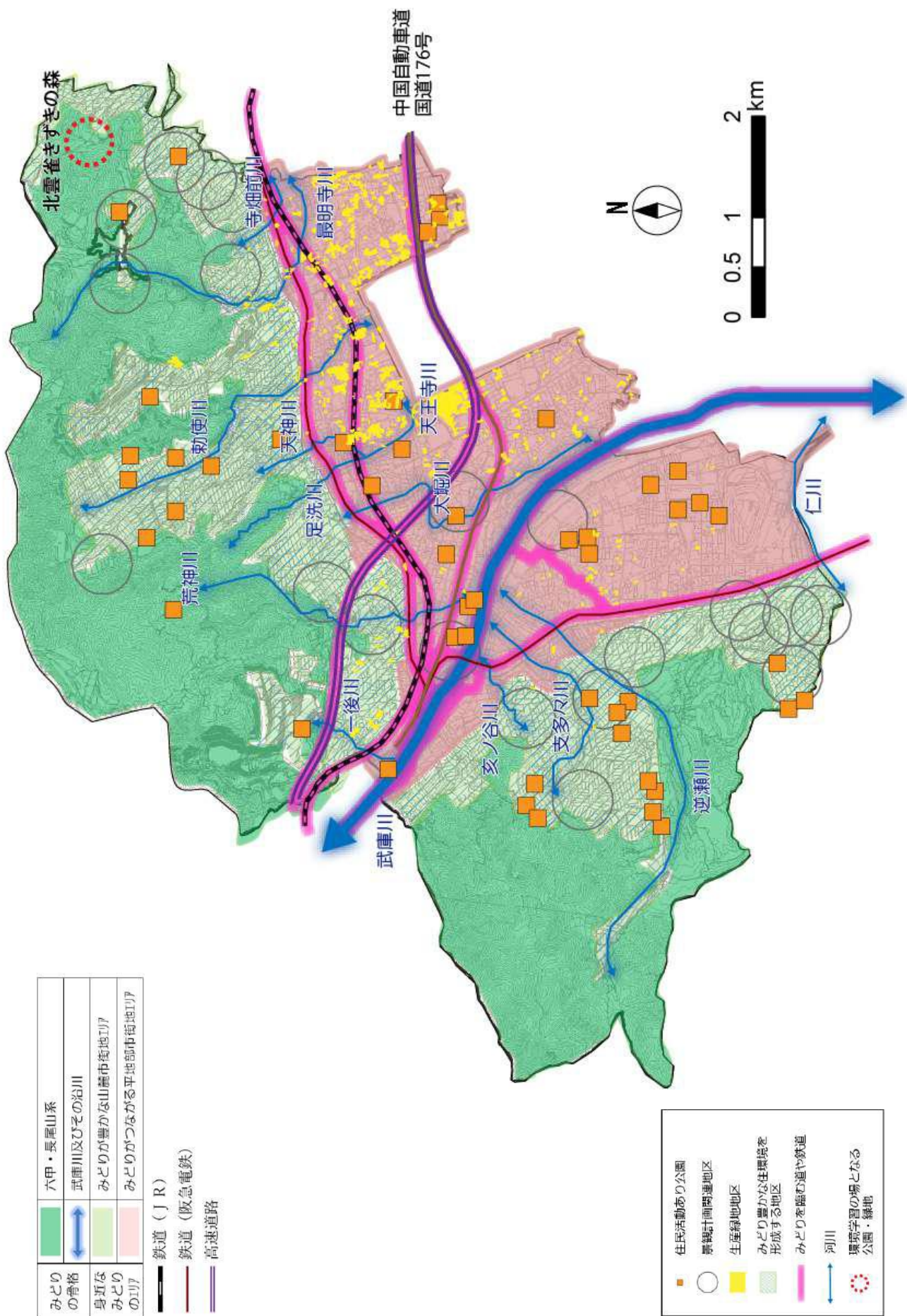


【「子どもの生きる力が育つまち」のみどりのネットワーク図（南部市街地）】

④「豊かで美しい環境を育むまち」のみどり

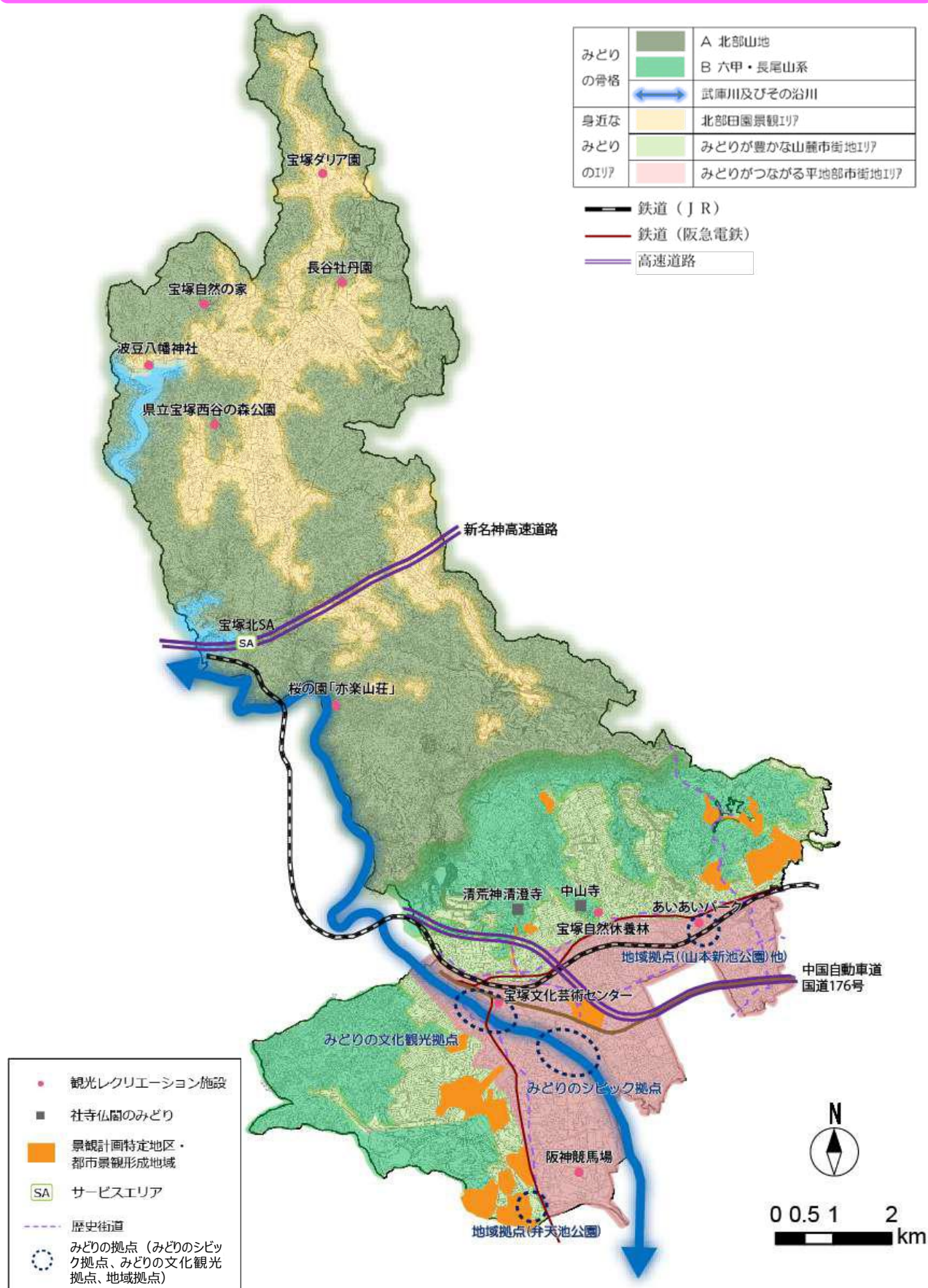


【「豊かで美しい環境を育むまち」のみどりの現況図】

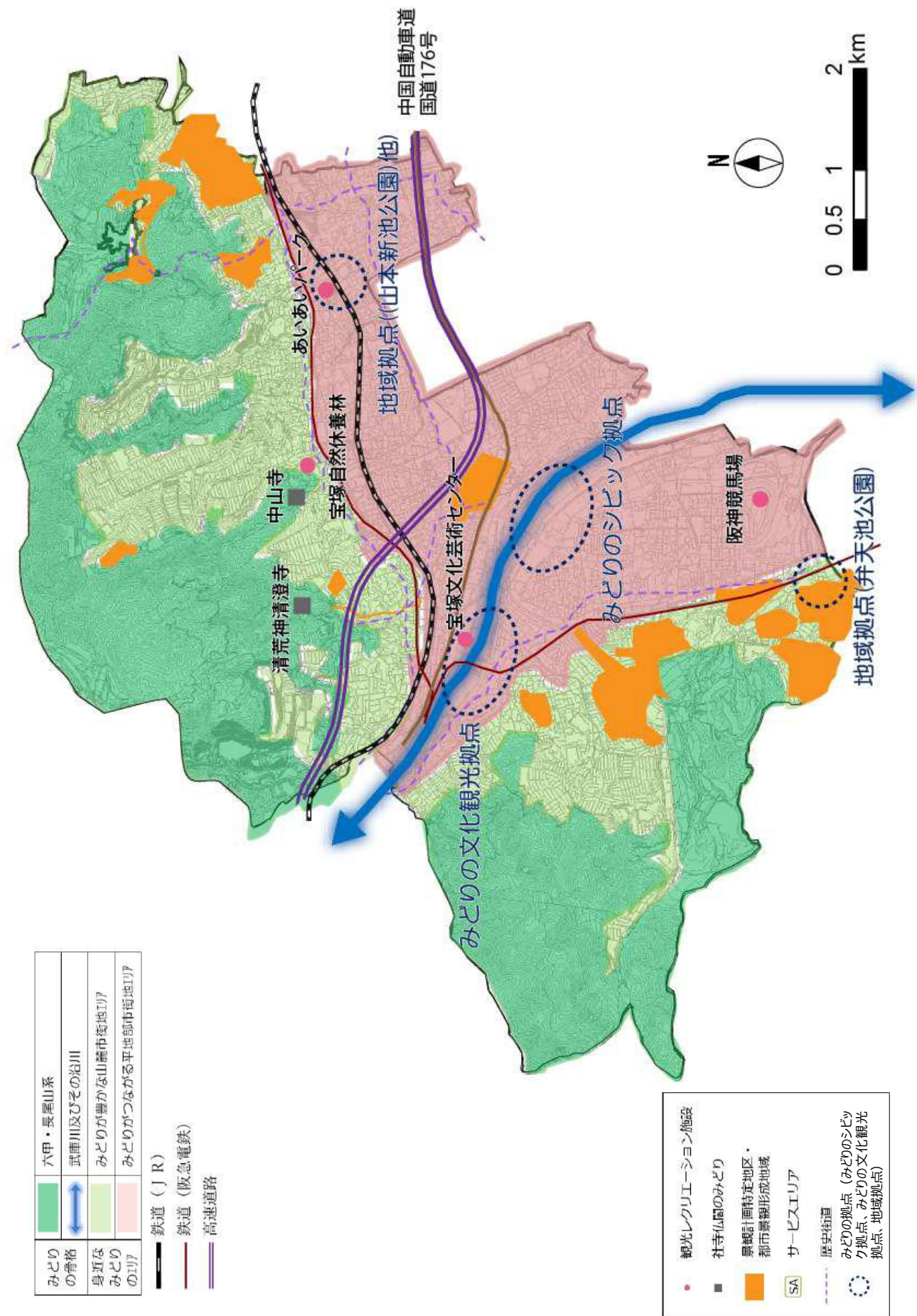


【「豊かで美しい環境を育むまち」のみどりのネットワーク図（南部市街地）】

⑤「宝塚らしい」にぎわい」と文化芸術があふれる、創造性豊かなまち」のみどり



【「宝塚らしい」にぎわい」と文化芸術があふれる、創造性豊かなまち」のみどりの現況図】



【「宝塚らしい」にぎわい」と文化芸術があふれる、創造性豊かなまち」のみどりのネットワーク図 (南部市街地)】

みどりの整備状況

令和3年7月末現在の状況

			都市計画区域（市全域）			備考
			整備量		m ² /人	
			箇所	面積(ha)		
	住区基幹公園	街区公園	313	32.33	1.39	
		近隣公園	9	13.40	0.58	
		地区公園	3	10.17	0.44	
	都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0.00	
		運動公園	1	4.80	0.21	小浜公園（運動公園）
	基幹公園 計		326.00	60.70	2.61	
	特殊公園	風致公園	1	17.36	0.75	北中山風致公園 （全体 253.90ha）
		動植物公園	-	-	-	
		歴史公園	-	-	-	
		墓園	-	-	-	
		その他	-	-	-	
	広場公園		-	-	-	
	広域公園		-	-	-	
	緩衝緑地		-	-	-	
	都市緑地		6	43.14	1.85	
	緑道		-	-	-	
	都市林		-	-	-	
	国の設置によるもの		-	-	-	
	都市公園等 計			333	121.20	5.22
		特別緑地保全地区	3	290.10	12.5	良元・生瀬緑地保全地区 217ha、 北中山緑地保全地区 67ha、 中山台緑地保全地区 6.1ha
		風致地区	-	-	-	
		生産緑地地区	320	69.72	3.0	R2.12.24 現在
		近郊緑地保全区域	2	3,971.00	170.9	
		自然公園	-	270.00	11.6	
		自然環境保全地域	-	-	-	
		農業振興地域農用地区域	-	269.60	11.6	R3.9.21 現在
		河川区域	-	-	-	
		保安林区域	-	633.00	27.2	H29.3 現在
	法によるものの計		325	5,503.42	236.9	
	条例等によるもの		1	1.20	0.1	環境緑地保全地域（満願寺の森）
	協定によるもの		15	40.1	1.7	宝塚山手台西緑地協定、宝塚山手台東第1地区緑地協定、阪急宝塚山手台第4～第16地区緑化協定
	地域制緑地 計			341	5,544.72	238.7
緑地 総計			674	5,665.92	243.9	
都市計画区域（市全域）人口				232,315	人	令和3年7月末住民基本台帳人口
都市計画区域（市全域）面積				10,189	ha	
都市計画区域（市全域）面積に対する割合				55.6	%	
都市公園等の住民一人当たり面積				5.22	m ² /人	

緑被率調査の概要

《緑被率調査対象》

市街地内の緑被状況を確認するため、緑被率を算出する区域は市街化区域とした。市街化区域を対象としているため、宝塚市の北部地域武庫川の河川区域等は対象に含んでいない。

《使用データ（衛星画像）》

緑被率算出にあたっては、下記のデータを使用した。なお、GISソフトはArcGIS10.7を使用した。

表 使用データの詳細

撮影衛星	SPOT6/SPOT7
撮影年月日	2019年5月11日
バンド	PMS－パンシャープン 1.5m 4－バンド
解像度	1.5m×1.5m（メッシュ）
ファイル形式	DIMAP－GeoTIFF
処理レベル	オルソ
ビット数	16ビット
投影法／測地系	WGS84／UTM
ラジオメトリック処理	ベーシック

《対象とする緑被地》

本調査における緑被地の対象は、樹林及び草地（一部農地を含む）とした。なお、緑量のみをみるため、裸地や水面は対象としていない。

《緑被率の算出方法》

緑被率はNDVI（正規化植生指数）による植生指標データを用いて算出した。

《参考：NDVI及び植生指標データ》

NDVI（正規化植生指数）：植生指標は、植物による光の反射の特徴を生かし衛星データを使って簡易な計算式で植生の状況を把握することを目的として考案された指標で、植物の量や活力を表している。NDVI（正規化植生指数）はその代表例であり、その計算方法は下記のとおりである。

(1)NDVIの計算

$$NDVI = \frac{R - IR}{R + IR}$$

- R:衛星データ(可視域赤)の反射率
- IR:衛星データ(近赤外域)の反射率
- NDVI:-1～+1の値

(注)NOAA衛星AVHRRセンサーの場合、Rはチャンネル1(0.58-0.68μm)

Terra衛星MODISセンサーの場合、Rはチャンネル1(0.620-0.670μm)

NOAA衛星AVHRRセンサーの場合、IRはチャンネル2(0.725-1.10μm)

Terra衛星MODISセンサーの場合、IRはチャンネル2(0.841-0.876μm)

このように、衛星データの可視域(赤)の反射率と近赤外域の反射率を使用してNDVIを計算します。

植生が多い部分ほど可視域赤のチャンネル1の値は小さくなり、また逆に、近赤外域のチャンネル2の値が大きくなります。

植生指標データ = (NDVI + 1.0) × 100

植生指標データはNDVIを整数化した結果得られるデータであり、0～200の整数化した植生指標データになる。数字が大きいほど、植生が多いという結果となる。

出典：国土交通省国土地理院ホームページ (<https://www.gsi.go.jp/kankyochiri/ndvi.html>)

用語説明

《市内の地域制緑地》

文言	意味
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。これにより豊かな緑を将来に継承することができる。
緑地保全地域	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。
風致地区	都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。
生産緑地地区	良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的に指定。
保安林（区域）	水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成その他公共の目的を達成するために国又は県により指定された森林をいい、立木の伐採や土地の形質変更等の行為制限や伐採跡地への植栽の義務が課されている。
緑地協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができる。
近郊緑地保全区域	無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止を目的として指定されるもの。
農業振興地域農用地区域	総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、農業の健全な発展を測るとともに国土資源の合理的な利用を寄与することを目的として、法律に基づき指定されている「農業振興地域」のなかで耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草もしくは家畜の放牧の目的とされる土地。
自然公園	一定の開発行為を規制することにより、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、国民の自然とのふれあいを推進することを目的に、自然公園法（又は条例）に基づいて国又は都道府県によって指定される地域の。
自然環境保全地域	自然環境を保全することが特に必要な地域として環境大臣または県知事により指定される地域のことで、建築物の新增築や土地の開墾などを行うに際し、許可や届出が必要となる。

《都市公園の種類》

種類	種別	内容
住区 基幹 公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1m の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ、1 箇所当たり面積 10～50a を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ、1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模 公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション 都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として、国が設置する大規模な公園にあつては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝 緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について、公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつては、その規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し、都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を醜態とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注）近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方（面積 100ha）の居住単位。

出典）国土交通省ホームページ「都市公園の種類」